

江 東 区 公 報

目 次

◎規 則

江東区総合区民センター条例施行規則等の一部を改正する規則(13) 3

江東区指定特定相談支援事業者及び指定障害児相談支援事業者の指定等に関する規則の一部を改正する規則(14) 3

江東区介護保険条例施行規則の一部を改正する規則(15) 6

江東区理容師法施行条例施行規則の一部を改正する規則(16) 8

江東区美容師法施行条例施行規則の一部を改正する規則(17) 9

江東区クリーニング業法施行細則の一部を改正する規則(18) 10

江東区興行場法施行条例施行規則の一部を改正する規則(19) 11

江東区墓地等の経営の許可等に関する条例施行規則の一部を改正する規則(20) 12

江東区プール衛生管理に関する条例施行規則の一部を改正する規則(21) 12

江東区温泉法施行細則の一部を改正する規則(22) 13

江東区水道法施行細則の一部を改正する規則(23) 15

江東区災害対策本部条例施行規則の一部を改正する規則(24) 16

江東区都市景観条例施行規則の一部を改正する規則(25) 17

江東区職員に対する児童手当の認定及び支給に関する事務の取扱いに関する規則の一部を改正する規則(26) 25

江東区こどもプラザ条例施行規則(27) 25

江東区障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律施行細則の一部を改正する規則(28) 31

江東区国民健康保険条例の一部を改正する条例附則第2項に規定する規則で定める日を定める規則の一部を改正する規則(29) 32

江東区私道整備助成条例施行規則の一部を改正する規則(30) 33

江東区立都市公園条例施行規則の一部を改正する規則(31) 35

江東区組織規則の一部を改正する規則(32) ... 36

江東区会計年度任用職員の任用等に関する規則の一部を改正する規則(33) 37

江東区職員の育児休業等に関する条例施行規則の一部を改正する規則(34) 37

江東区職員の勤務時間、休日、休暇等に関する条例施行規則の一部を改正する規則(35) 38

江東区会計年度任用職員の勤務時間、休日、休暇等に関する規則の一部を改正する規則(36) 38

江東区職員の特殊勤務手当に関する条例施行規則の一部を改正する規則(37) 39

江東区老人福祉法施行細則等の一部を改正する規則(38) 40

江東区障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律施行細則等の一部を改正する規則(39) 41

江東区マンションの建替え等の円滑化に関する法律施行細則等の一部を改正する規則(40) 41

江東区男女共同参画推進センター条例施行規則等の一部を改正する規則(41) 42

江東区庁舎防火防災対策規則の一部を改正する規則(42) 42

江東区会計事務規則の一部を改正する規則(43) 42

江東区江東きつずクラブ条例施行規則の一部を改正する規則(44) 43

児童手当事務取扱細則の一部を改正する規則(45) 52

江東区児童育成手当条例施行規則の一部を改正する規則(46) 54

江東区ひとり親家庭等の医療費の助成に関する条例施行規則の一部を改正する規則(47) 55

江東区営住宅条例施行規則の一部を改正する規則(48) 55

江東区高齢者住宅条例施行規則の一部を改正する規則(49) 60

江東区駐車場条例施行規則の一部を改正する規則(50) 62

◎規 則 (教)

江東区立幼稚園教育職員の勤務時間、休日、休暇等に関する条例施行規則の一部を改正する規則(1) 72

江東区教育センター条例施行規則等の一部

を改正する規則(2) 72

◎訓 令

江東区処務規程(1) 73

江東区金銭出納員、現金取扱員、給与取扱
者、分任給与取扱者、物品出納員及び検査
員の任命又は指定について(2) 73

江東区職員出勤記録及び出勤簿整理規程
(3) 74

江東区職員に対する児童手当の認定及び支
給に関する事務取扱規程(4) 74

規 則

江東区総合区民センター条例施行規則等の一部を改正する規則を公布する。

令和4年3月9日

江東区長 山 崎 孝 明

◎江東区規則第13号

江東区総合区民センター条例施行規則等の一部を改正する規則

(江東区総合区民センター条例施行規則の一部改正)

第1条 江東区総合区民センター条例施行規則(昭和54年3月江東区規則第3号)の一部を次のように改正する。

別記第1号様式及び別記第3号様式中「**印**」を削る。

(江東区文化センター条例施行規則の一部改正)

第2条 江東区文化センター条例施行規則(昭和57年4月江東区規則第25号)の一部を次のように改正する。

別記第1号様式及び別記第3号様式中「**印**」を削る。

(江東区地域文化センター条例施行規則の一部改正)

第3条 江東区地域文化センター条例施行規則(昭和62年4月江東区規則第29号)の一部を次のように改正する。

別記第1号様式及び別記第3号様式中「**印**」を削る。

(江東区江東公会堂条例施行規則の一部改正)

第4条 江東区江東公会堂条例施行規則(昭和47年10月江東区規則第29号)の一部を次のように改正する。

別記第1号様式及び別記第3号様式中「**印**」を削る。

別記第5号様式中「印」を削る。

(江東区区民体育館条例施行規則の一部改正)

第5条 江東区区民体育館条例施行規則(平成21年3月江東区規則第36号)の一部を次のように改正する。

別記第10号様式中

「 氏名 印
を
「 氏名 」

に改める。

(江東区スポーツネット利用者登録に関する規則の一部改正)

第6条 江東区スポーツネット利用者登録に関する規則(平成21年3月江東区規則第38号)の一部を次のように改正する。

別記第1号様式及び別記第2号様式中

「

氏名	フリガナ 生年月日 年 月 日	印
----	--------------------	---

 」

を

「

氏名	フリガナ 生年月日 年 月 日
----	--------------------

 」

に改める。

附 則

(施行期日)

- 1 この規則は、令和4年4月1日から施行する。(経過措置)
- 2 この規則の施行の際、この規則による改正前の江東区総合区民センター条例施行規則、江東区文化センター条例施行規則、江東区地域文化センター条例施行規則、江東区江東公会堂条例施行規則、江東区区民体育館条例施行規則及び江東区スポーツネット利用者登録に関する規則の別記様式による用紙で、現に残存するものは、所要の修正を加え、なお使用することができる。

江東区指定特定相談支援事業者及び指定障害児相談支援事業者の指定等に関する規則の一部を改正する規則を公布する。

令和4年3月9日

江東区長 山 崎 孝 明

◎江東区規則第14号

江東区指定特定相談支援事業者及び指定障害児相談支援事業者の指定等に関する規則の一部を改正する規則

江東区指定特定相談支援事業者及び指定障害児相談支援事業者の指定等に関する規則(平成24年3月江東区規則第16号)の一部を次のように改正する。

別記第1号様式及び別記第7号様式を次のように改める。

別記第 1 号様式 (第 2 条関係)

受付番号

指定特定相談支援事業者・指定障害児相談支援事業者指定(更新)申請書

年 月 日

江東区長 殿

申請者 所在地
(設置者) 名称
代表者 印

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に規定する指定特定相談支援事業所・児童福祉法に規定する指定障害児相談支援事業所に係る指定を受けたいので、下記のとおり、関係書類を添えて申請します。

Application form table with sections for applicant details (フリガナ, 法人種別, 代表者), business details (事業の種類, 事業所所在地), and existing designations (指定を受けている場合).

(備考)

- 1 「受付番号」欄には記載しないでください。
2 「法人の種類」欄には、申請者が法人である場合には「社会福祉法人」「医療法人」「一般社団法人」「一般財団法人」「株式会社」等の別を記載してください。
3 「法人所轄庁」欄には、申請者が認可法人である場合に、その主務官庁の名称を記載してください。
4 「実施事業」欄には、今回申請をする相談支援事業の種類に「○」を記載してください。
5 「障害児相談支援事業」の指定を申請する場合は、「特定相談支援事業」の申請も併せて申請してください。

別記第7号様式(第3条関係)

変更届出書

年 月 日

江東区長 殿

事業者 所在地 _____
 (設置者) 名 称 _____
 代表者 _____

次のとおり指定を受けた内容を変更しましたので届け出ます。

	事業所番号(特定相談支援)	
	事業所番号(障害児相談支援)	
指定内容を変更した事業所	名 称	フリガナ
	所 在 地	(郵便番号 —)
変更があった事項		変更の内容
1	事業所の名称	(変更前) (変更後)
2	事業所の所在地(設置の場所)	
3	申請者(設置者)の名称	
4	主たる事務所の所在地	
5	代表者の氏名、生年月日、住所及び職名	
6	登記事項証明書又は条例等(当該指定に係る事業に関するものに限る。)	
7	事業所の平面図	
8	事業所の管理者の氏名、生年月日、住所及び経歴	
9	相談支援専門員の氏名、生年月日、住所及び経歴	
10	運営規程	
変 更 年 月 日		年 月 日

- 備考1 該当項目番号に○を付してください。
 2 変更内容が分かる書類を添付してください。
 3 変更の日から10日以内に届け出てください。

別記第8号様式中

「

事業所番号	
-------	--

 」
 を
 「

事業所番号(特定相談支援)	
事業所番号(障害児相談支援)	

 」

に改める。

別記第1号様式(第9条関係)

介護保険要介護認定・要支援認定等申請書

江東区長 殿

次のとおり申請します。

【 新規 ・ 更新 ・ 変更 】

年 月 日

申請者	フリガナ 氏名	-----										本人との 関係		
	住所	〒										電話		
	提出代行者 名称	該当に○(地域包括支援センター・居宅介護支援事業者・指定介護老人福祉施設・介護老人保健施設・指定介護療養型医療施設・介護医療院)										電話		
被保険者	被保険者番号													
	フリガナ 氏名	-----										生年月日	年 月 日 ()歳	
	個人番号											性別	男 ・ 女	
	住所	〒										電話		
	被保険者の 居る場所 (短期入所を除く。)	該当に○(自宅・施設・病院・その他 名称 住所 電話	※上記住所と違う場合は所在地等を記入 ※入院は病室番号も記入										入院(所)日(予定を含む) 年 月 日	退院(所)日(予定を含む) 年 月 日
	※認定調査を 行う場所													
現在の 認定結果等 変更申請の理由 (変更のみ)	要支援状態区分	1	2	要介護状態区分	1	2	3	4	5	有効期間 年 月 日 から 年 月 日				
主治医	医療機関名											最近の 受診日	年 月	
	フリガナ 主治医の氏名 (フルネーム)	診療科										受診の 頻度等	月・週 回程度 受診予定 月	
	所在地	〒										電話		
医療保険	第2号被保険者(40歳から64歳まで)で医療保険加入者は必ず記入してください。また、医療保険の被保険者証の写しを申請書に添えて提出してください。													
	保険者名						被保険者証 記号			番号			枝番	
関が同意	本人氏名						特定疾病名 (第2号被保険者は記入必須)							
	代筆者氏名													
認定調査時の立会い	立会いの 希望	フリガナ 立会者氏名	-----										本人との 関係	
	有・無 (どちらかに○)	日中連絡先 電話番号												
		住所												
メモ：訪問調査における注意事項等がありましたらご記入ください。														

別記第14号様式を次のように改める。

別記第 1 4 号様式 (第 9 条関係)

介護保険サービスの種類指定変更申請書

江東区長 殿

次のとおり申請します。

年 月 日

申請者	フリガナ	本人との関係	
	氏名		
	住所	電話番号	

※申請者が被保険者本人の場合、申請者住所及び電話番号は記載不要

被保険者	被保険者番号						
	個人番号						
	医療保険	保険者名				保険者番号	
		被保険者証	記号	番号		枝番	
	フリガナ			生年月日	年 月 日		
	氏名			性別			
住所	江東区		電話番号				
現に受けている要介護・要支援認定の内容	要支援状態区分 1 2	要介護状態区分 1 2 3 4 5					
	有効期間	年 月 日 から		年 月 日			
新たに指定を受けようとするサービスの種類又は現に受けているサービスの種類記載の削除を求める旨							
種類指定変更理由							

主治医	フリガナ		
	医療機関名		
	フリガナ 主治医の氏名 (フルネーム)	診療科	
	所在地	電話番号	

第2号被保険者(40歳から64歳までの医療保険加入者)のみ記入

特定疾病名	
-------	--

*医療保険の被保険者証の写しを申請書に添えて提出してください。

附 則

この規則は、令和 4 年 4 月 1 日から施行する。

江東区理容師法施行条例施行規則の一部を改正する規則を公布する。

令和 4 年 3 月 1 5 日

江東区長 山 崎 孝 明

◎江東区規則第 1 6 号

江東区理容師法施行条例施行規則の一部を改正する規則

江東区理容師法施行条例施行規則(平成 2 4 年 3 月江東区規則第 3 号)の一部を次のように改正する。

第 4 条中「業務台帳(別記第 8 号様式)」を「別に定めるところにより理容所台帳」に、「別記第 9 号様式」を「別記第 8 号様式」に改める。

別記第 1 号様式中「印」を削り、
「 3 開設者が外国人の場合は、住民票の写し(住民基本台帳法第 3 0 条の 4 5 に規定する国籍等を記

載したものに限る。) 」
 を
 「 3 開設者が外国人の場合は、住民票の写し(住民基本台帳法(昭和42年法律第81号)第30条の45に規定する国籍等を記載したものに限る。)
 4 同一の場所で現に美容所が開設されている場合は、当該美容所に従事している施術者が理容師であり、かつ、美容師であることを証する書類
 5 同一の場所で美容所開設の届出が提出されている場合又は本書と同時に届出を行う場合は、美容所開設の届出に記載の施術者が理容師であり、かつ、美容師であることを証する書類
 6 理容師法施行規則第19条第1項ただし書、第2項ただし書又は第3項ただし書の規定の適用を受ける場合にあっては、当該営業を譲り受けたことを証する旨を記載した書類 」

に改める。

別記第2号様式中「印」を削る。

別記第3号様式中

「 氏名 印 」

を
 「 氏名 」

に改める。

別記第4号様式中「印」を削る。

別記第5号様式中「印」を削り、「戸籍謄本」の次に「又は不動産登記規則(平成17年法務省令第18号)第247条第5項の規定により交付を受けた同条第1項に規定する法定相続情報一覧図の写し」を加える。

別記第6号様式及び別記第7号様式中「印」を削る。

別記第8号様式を削り、別記第9号様式を別記第8号様式とする。

附 則

(施行期日)

1 この規則は、公布の日から施行する。

(経過措置)

2 この規則の施行の際、この規則による改正前の江東区理容師法施行条例施行規則の別記様式による用紙で、現に残存するものは、所要の修正を

加え、なお使用することができる。

江東区美容師法施行条例施行規則の一部を改正する規則を公布する。

令和4年3月15日

江東区長 山 崎 孝 明

◎江東区規則第17号

江東区美容師法施行条例施行規則の一部を改正する規則

江東区美容師法施行条例施行規則(平成24年3月江東区規則第4号)の一部を次のように改正する。

第4条中「業務台帳(別記第8号様式)」を「別に定めるところにより美容所台帳」に、「別記第9号様式」を「別記第8号様式」に改める。

別記第1号様式中「印」を削り、

「 3 開設者が外国人の場合は、住民票の写し(住民基本台帳法第30条の45に規定する国籍等を記載したものに限る。) 」

を

「 3 開設者が外国人の場合は、住民票の写し(住民基本台帳法(昭和42年法律第81号)第30条の45に規定する国籍等を記載したものに限る。)

4 同一の場所で現に理容所が開設されている場合は、当該理容所に従事している施術者が理容師であり、かつ、美容師であることを証する書類

5 同一の場所で理容所開設の届出が提出されている場合又は本書と同時に届出を行う場合は、理容所開設の届出に記載の施術者が理容師であり、かつ、美容師であることを証する書類

6 美容師法施行規則第19条第1項ただし書、第2項ただし書又は第3項ただし書の規定の適用を受ける場合にあっては、当該営業を譲り受けたことを証する旨を記載した書類 」

に改める。

別記第2号様式中「印」を削る。

別記第3号様式中

「 氏名 印 」

を

「 氏名 」
に改める。

別記第 4 号様式中「印」を削る。

別記第 5 号様式中「印」を削り、「戸籍謄本」の次に「又は不動産登記規則（平成 17 年法務省令第 18 号）第 247 条第 5 項の規定により交付を受けた同条第 1 項に規定する法定相続情報一覧図の写し」を加える。

別記第 6 号様式及び別記第 7 号様式中「印」を削る。

別記第 8 号様式を削り、別記第 9 号様式を別記第 8 号様式とする。

附 則

(施行期日)

1 この規則は、公布の日から施行する。

(経過措置)

2 この規則の施行の際、この規則による改正前の江東区美容師法施行条例施行規則の別記様式による用紙で、現に残存するものは、所要の修正を加え、なお使用することができる。

江東区クリーニング業法施行細則の一部を改正する規則を公布する。

令和 4 年 3 月 15 日

江東区長 山 崎 孝 明

◎江東区規則第 18 号

江東区クリーニング業法施行細則の一部を改正する規則

江東区クリーニング業法施行細則（昭和 50 年 3 月江東区規則第 55 号）の一部を次のように改正する。

第 4 条中「クリーニング所業務台帳（別記第 13 号様式）を作成し、」を「別に定めるところによりクリーニング所台帳を作成し、営業者に対し」に、「別記第 14 号様式」を「別記第 13 号様式」に改める。

第 5 条中「無店舗取次店台帳（別記第 15 号様式）を作成し、」を「別に定めるところにより無店舗取次店台帳を作成し、届出者に対し」に、「別記第 16 号様式」を「別記第 14 号様式」に改める。

別記第 1 号様式中「印」を削り、

「 (2) ほかにクリーニング所を開設しているときは、その名称、所在地、従業者数及びクリーニング師の氏名を記載した書類 」

を

「 (2) 他にクリーニング所を開設

しているときは、その名称、所在地、従業者数及びクリーニング師の氏名を記載した書類

(3) クリーニング業法施行規則第 1 条の 3 第 1 項ただし書の規定の適用を受ける場合にあつては、当該営業を譲り受けたことを証する旨を記載した書類 」

に改める。

別記第 2 号様式中「印」を削り、

「 (2) ほかに無店舗取次店を営んでいるときは、その名称、業務用車両の保管場所及び自動車登録番号又は車両番号、従事者数並びにクリーニング師の氏名を記載した書類 」

を

「 (2) 他に無店舗取次店を営んでいるときは、その名称、業務用車両の保管場所及び自動車登録番号又は車両番号、従事者数並びにクリーニング師の氏名を記載した書類

(3) クリーニング業法施行規則第 1 条の 3 第 2 項ただし書の規定の適用を受ける場合にあつては、当該営業を譲り受けたことを証する旨を記載した書類 」

に改める。

別記第 3 号様式から別記第 6 号様式までの規定中「印」を削る。

別記第 7 号様式及び別記第 8 号様式中「印」を削り、「戸籍謄本」の次に「又は不動産登記規則（平成 17 年法務省令第 18 号）第 247 条第 5 項の規定により交付を受けた同条第 1 項に規定する法定相続情報一覧図の写し」を加える。

別記第 13 号様式を削り、別記第 14 号様式を別記第 13 号様式とする。

別記第 15 号様式を削り、別記第 16 号様式を別記第 14 号様式とする。

附 則

(施行期日)

1 この規則は、公布の日から施行する。

(経過措置)

2 この規則の施行の際、この規則による改正前の江東区クリーニング業法施行細則の別記様式

による用紙で、現に残存するものは、所要の修正を加え、なお使用することができる。

江東区興行場法施行条例施行規則の一部を改正する規則を公布する。

令和4年3月15日

江東区長 山 崎 孝 明

◎江東区規則第19号

江東区興行場法施行条例施行規則の一部を改正する規則

江東区興行場法施行条例施行規則(昭和59年7月江東区規則第40号)の一部を次のように改正する。

第3条第1項中「者は、」の次に「次に掲げる事項を記載した」を加え、同項に次のただし書及び各号を加える。

ただし、興行場営業を営む者が当該営業を貸し渡し、又は譲渡したときは、当該営業を借り受け、又は譲り受けた者は、第3号、第5号及び第6号に掲げる事項のうち変更がない事項の記載を省略することができる。

- (1) 申請者の住所、氏名及び生年月日(法人にあっては、名称、事務所所在地及び代表者の氏名)
 - (2) 興行場の名称及び所在地
 - (3) 興行場の種類及び構造設備の概要
 - (4) 管理者の氏名
 - (5) 入場者定員
 - (6) 興行場の起工及び完成期日
- 第3条第2項ただし書中「当該」を「第1号から第5号までの」に改め、同項に次の1号を加える。
- (7) 前項ただし書の規定の適用を受ける場合にあっては、当該営業を借り受け、又は譲り受けたことを証する書類

第3条第3項中「興行場営業許可書(別記第2号様式)を交付し、興行場営業許可台帳(別記第3号様式)に記入」を「別に定めるところにより興行場台帳を作成し、申請者に対し興行場営業許可書(別記第2号様式)を交付」に改め、同条第4項中「別記第4号様式」を「別記第3号様式」に改める。

第4条第1項中「別記第5号様式」を「別記第4号様式」に改め、同条第2項第1号中「戸籍謄本」の次に「又は不動産登記規則(平成17年法務省令第18号)第247条第5項の規定により交付を受けた同条第1項に規定する法定相続情報

一覧図の写し」を加え、同条第3項中「別記第6号様式」を「別記第5号様式」に改め、同条第5項中「別記第7号様式」を「別記第6号様式」に改める。

第5条第1項中「別記第8号様式」を「別記第7号様式」に改め、同条第2項中「別記第9号様式」を「別記第8号様式」に改める。

別記第1号様式中「印」を削り、
「(6) 法人にあっては、定款又は寄付行為の写し及び登記事項証明書」

を
「(6) 法人にあっては、定款又は寄附行為の写し及び登記事項証明書

(7) 興行場を借り受け、又は譲り受けて経営する場合は、当該営業を借り受け、又は譲り受けたことを証する旨を記載した書類」

に改める。

別記第3号様式を削り、別記第4号様式を別記第3号様式とする。

別記第5号様式中「印」を削り、「戸籍謄本」の次に「又は不動産登記規則(平成17年法務省令第18号)第247条第5項の規定により交付を受けた同条第1項に規定する法定相続情報一覧図の写し」を加え、同様式を別記第4号様式とする。

別記第6号様式中「印」を削り、同様式を別記第5号様式とする。

別記第7号様式中「印」を削り、同様式を別記第6号様式とする。

別記第8号様式中「印」を削り、同様式を別記第7号様式とする。

別記第9号様式中「印」を削り、同様式を別記第8号様式とする。

附 則

(施行期日)

1 この規則は、公布の日から施行する。

(経過措置)

2 この規則の施行の際、この規則による改正前の江東区興行場法施行条例施行規則の別記様式による用紙で、現に残存するものは、所要の修正を加え、なお使用することができる。

江東区墓地等の経営の許可等に関する条例施行規則の一部を改正する規則を公布する。

令和4年3月15日

江東区長 山 崎 孝 明

◎江東区規則第 2 0 号

江東区墓地等の経営の許可等に関する条例施行規則の一部を改正する規則

江東区墓地等の経営の許可等に関する条例施行規則（平成 2 4 年 3 月江東区規則第 7 号）の一部を次のように改正する。

第 4 条第 3 項中「墓地にあつては墓地台帳（別記第 3 号様式）、納骨堂にあつては納骨堂台帳（別記第 4 号様式）、火葬場にあつては火葬場台帳（別記第 5 号様式）に記載」を「別に定めるところにより、墓地にあつては墓地台帳、納骨堂にあつては納骨堂台帳、火葬場にあつては火葬場台帳を作成」に改める。

第 5 条第 1 項中「別記第 6 号様式」を「別記第 3 号様式」に改め、同条第 3 項中「別記第 7 号様式」を「別記第 4 号様式」に改める。

第 6 条第 1 項中「別記第 8 号様式」を「別記第 5 号様式」に改め、同条第 3 項中「別記第 9 号様式」を「別記第 6 号様式」に改める。

第 7 条中「別記第 1 0 号様式」を「別記第 7 号様式」に改める。

第 8 条第 2 項中「別記第 1 1 号様式」を「別記第 8 号様式」に改め、同条第 4 項中「別記第 1 2 号様式」を「別記第 9 号様式」に改め、同条第 7 項中「別記第 1 3 号様式」を「別記第 1 0 号様式」に改める。

第 9 条第 2 項中「別記第 1 4 号様式」を「別記第 1 1 号様式」に改める。

第 1 1 条第 2 項中「別記第 1 5 号様式」を「別記第 1 2 号様式」に改める。

第 1 2 条第 1 項中「別記第 1 6 号様式」を「別記第 1 3 号様式」に改める。

第 1 4 条第 3 項中「別記第 1 7 号様式」を「別記第 1 4 号様式」に改める。

第 1 5 条中「別記第 1 8 号様式」を「別記第 1 5 号様式」に改める。

第 1 6 条第 1 項中「別記第 1 9 号様式」を「別記第 1 6 号様式」に改める。

第 2 1 条第 1 項中「別記第 2 0 号様式」を「別記第 1 7 号様式」に改め、同条第 3 項中「別記第 2 1 号様式」を「別記第 1 8 号様式」に改める。

別記第 1 号様式中「印」を削る。

別記第 3 号様式から別記第 5 号様式までを削る。

別記第 6 号様式中「印」を削り、同様式を別記第 3 号様式とし、別記第 7 号様式を別記第 4 号様式とする。

別記第 8 号様式中「印」を削り、同様式を別記

第 5 号様式とし、別記第 9 号様式を別記第 6 号様式とする。

別記第 1 0 号様式中「印」を削り、同様式を別記第 7 号様式とし、別記第 1 1 号様式を別記第 8 号様式とする。

別記第 1 2 号様式中「印」を削り、同様式を別記第 9 号様式とする。

別記第 1 3 号様式中「印」を削り、同様式を別記第 1 0 号様式とする。

別記第 1 4 号様式中「印」を削り、同様式を別記第 1 1 号様式とする。

別記第 1 5 号様式中「印」を削り、同様式を別記第 1 2 号様式とする。

別記第 1 6 号様式中「印」を削り、同様式を別記第 1 3 号様式とし、別記第 1 7 号様式を別記第 1 4 号様式とする。

別記第 1 8 号様式中「印」を削り、同様式を別記第 1 5 号様式とする。

別記第 1 9 号様式中「印」を削り、同様式を別記第 1 6 号様式とする。

別記第 2 0 号様式中「印」を削り、同様式を別記第 1 7 号様式とし、別記第 2 1 号様式を別記第 1 8 号様式とする。

附 則

（施行期日）

1 この規則は、公布の日から施行する。

（経過措置）

2 この規則の施行の際、この規則による改正前の江東区墓地等の経営の許可等に関する条例施行規則の別記様式による用紙で、現に残存するものは、所要の修正を加え、なお使用することができる。

江東区プールの衛生管理に関する条例施行規則の一部を改正する規則を公布する。

令和 4 年 3 月 1 5 日

江東区長 山 崎 孝 明

◎江東区規則第 2 1 号

江東区プールの衛生管理に関する条例施行規則の一部を改正する規則

江東区プールの衛生管理に関する条例施行規則（昭和 5 0 年 3 月江東区規則第 3 4 号）の一部を次のように改正する。

第 6 条の次に次の 1 条を加える。

（登録）

第 6 条の 2 区長は、条例第 3 条第 1 項の規定による許可をしたとき又は条例第 3 条第 2 項の規定による届出を受理したときは、別に定めると

ころによりプール台帳を作成しなければならない。

第7条第2項第1号を次のように改める。

- (1) 戸籍謄本又は不動産登記規則(平成17年法務省令第18号)第247条第5項の規定により交付を受けた同条第1項に規定する法定相続情報一覧図の写し

別記第1号様式及び別記第2号様式中「印」を削る。

別記第4号様式中「印」を削り、「全部事項証明書(戸籍謄本)」を「戸籍謄本又は不動産登記規則(平成17年法務省令第18号)第247条第5項の規定により交付を受けた同条第1項に規定する法定相続情報一覧図の写し」に改める。

別記第5号様式から別記第7号様式までの規定中「印」を削る。

附 則

(施行期日)

- 1 この規則は、公布の日から施行する。
(経過措置)
- 2 この規則の施行の際、この規則による改正前の江東区プールの衛生管理に関する条例施行規則の別記様式による用紙で、現に残存するものは、所要の修正を加え、なお使用することができる。

江東区温泉法施行細則の一部を改正する規則を公布する。

令和4年3月15日

江東区長 山 崎 孝 明

◎江東区規則第22号

江東区温泉法施行細則の一部を改正する規則

江東区温泉法施行細則(平成8年3月江東区規則第7号)の一部を次のように改正する。

第7条中「温泉台帳(別記第9号様式)」を「別に定めるところにより温泉台帳」に改め、同条を第8条とする。

第6条の次に次の1条を加える。

(変更等の届出)

- 第7条 温泉利用の許可を受けた者が、第2条の申請書に記載した事項に変更があったときは、温泉利用許可事項変更届(別記第9号様式)を区長に提出しなければならない。
 - 2 温泉利用の許可を受けた者が、温泉利用を廃止したときは、温泉利用廃止届(別記第10号様式)を区長に提出しなければならない。
- 別記第1号様式中「印」及び「(日本工業規格A

列4番)」を削る。

別記第2号様式から別記第4号様式までの規定中「(日本工業規格A列4番)」を削る。

別記第5号様式中「印」及び「(日本工業規格A列4番)」を削る。

別記第6号様式及び別記第7号様式中「(日本工業規格A列4番)」を削る。

別記第8号様式中「印」及び「(日本工業規格A列4番)」を削る。

別記第9号様式を次のように改める。

別記第 9 号様式 (第 7 条関係)

年 月 日

殿

住 所

氏 名

電話番号 ()

(法人にあつては、主たる事務所の
所在地及び名称並びに代表者の氏名)

温泉利用許可事項変更届

下記のとおり温泉利用許可事項の変更をしたので、江東区温泉法施行細則第 7 条第 1 項の規定により届け出ます。

記

- 1 利用施設の名称
- 2 利用施設の所在地
- 3 利用目的 浴用・飲用
- 4 変更事項

新

旧

- 5 変更年月日 年 月 日

- 6 変更理由

添付書類

構造設備の変更の場合は、その説明図

別記第 9 号様式の次に次の 1 様式を加える。

別記第10号様式(第7条関係)

年 月 日

殿

住 所

氏 名

電話番号 ()

(法人にあつては、主たる事務所の

所在地及び名称並びに代表者の氏名)

温泉利用廃止届

下記のとおり温泉利用の廃止をしたので、江東区温泉法施行細則第7条第2項の規定により届け出ます。

記

- 1 利用施設の名称
- 2 利用施設の所在地
- 3 利用目的 浴用・飲用
- 4 廃止年月日 年 月 日
- 5 廃止理由

附 則

(施行期日)

- 1 この規則は、公布の日から施行する。
(経過措置)
- 2 この規則の施行の際、この規則による改正前の江東区温泉法施行細則の別記様式による用紙で、現に残存するものは、所要の修正を加え、なお使用することができる。

江東区水道法施行細則の一部を改正する規則を公布する。

令和4年3月15日

江東区長 山 崎 孝 明

◎江東区規則第23号

江東区水道法施行細則の一部を改正する規則

江東区水道法施行細則(平成16年3月江東区規則第22号)の一部を次のように改正する。

第5条第4項中「専用水道台帳(別記第5号様式)」を「別に定めるところにより専用水道台帳」に改める。

第6条中「別記第6号様式」を「別記第5号様式」に改める。

第7条第1項中「別記第7号様式」を「別記第

6号様式」に改め、同条第2項中「別記第8号様式」を「別記第7号様式」に改める。

第8条中「別記第9号様式」を「別記第8号様式」に改める。

第9条中「の届出」を削り、「別記第10号様式」による」を「別記第9号様式」により、当該月の翌月の末日までに報告する」に改める。

第10条中「別記第11号様式」を「別記第10号様式」に改める。

第11条中「、専用水道管理業務委託届」を「専用水道管理業務委託届」に、「別記第12号様式」を「別記第11号様式」に、「別記第13号様式」を「別記第12号様式」に改める。

第12条第1項中「別記第14号様式」を「別記第13号様式」に改め、同条第2項中「別記第15号様式」を「別記第14号様式」に改める。

第13条中「別記第16号様式」を「別記第15号様式」に改める。

第14条中「別記第6号様式」を「別記第5号様式」に、「別記第12号様式」を「別記第11号様式」に、「別記第13号様式まで」を「別記第12号様式」に改める。

別記第1号様式中「」及び「(日本工業規格A列4番)」を削る。

別記第2号様式から別記第4号様式までの規定中「(日本工業規格A列4番)」を削る。

別記第5号様式を削る。

別記第6号様式中「」及び「(日本工業規格A列4番)」を削り、同様式を別記第5号様式とする。

別記第7号様式中「」及び「(日本工業規格A列4番)」を削り、同様式を別記第6号様式とする。

別記第8号様式中「」及び「(日本工業規格A列4番)」を削り、同様式を別記第7号様式とする。

別記第9号様式中「」及び「(日本工業規格A列4番)」を削り、同様式を別記第8号様式とする。

別記第10号様式中「」及び「(日本工業規格A列4番)」を削り、同様式を別記第9号様式とする。

別記第11号様式中「」及び「(日本工業規

格A列4番)」を削り、同様式を別記第10号様式とする。

別記第12号様式中「」及び「(日本工業規格A列4番)」を削り、同様式を別記第11号様式とする。

別記第13号様式中「」及び「(日本工業規格A列4番)」を削り、同様式を別記第12号様式とする。

別記第14号様式中「」及び「(日本工業規格A列4番)」を削り、同様式を別記第13号様式とする。

別記第15号様式中「」及び「(日本工業規格A列4番)」を削り、同様式を別記第14号様式とする。

別記第16号様式中「」及び「(日本工業規格A列4番)」を削り、同様式を別記第15号様式とする。

附 則

(施行期日)

1 この規則は、公布の日から施行する。

(経過措置)

2 この規則の施行の際、この規則による改正前の江東区水道法施行細則の別記様式による用紙で、現に残存するものは、所要の修正を加え、なお使用することができる。

江東区災害対策本部条例施行規則の一部を改正する規則を公布する。

令和4年3月15日

江東区長 山 崎 孝 明

◎江東区規則第24号

江東区災害対策本部条例施行規則の一部を改正する規則

江東区災害対策本部条例施行規則(昭和40年7月江東区規則第29号)の一部を次のように改正する。

第2条第4号中「避難の勧告又は指示」を「避難情報」に改める。

別表政策経営部の項中

「部長 政策経営部長
補佐 オリンピック・パラリンピック推進室長」
を
「部長 政策経営部長」
に、

「補佐 港湾臨海部対策担当課長
補佐 オリンピック・パラリンピック推進課長」
を
「補佐 港湾臨海部対策担当課長」
に改め、同表都市整備部の項中
「部長 都市整備部長」
を
「部長 都市整備部長
補佐 地下鉄8号線事業推進室長」
に、
「班長 都市計画課長」
を
「班長 都市計画課長
補佐 地下鉄8号線事業推進課長」
に改め、同表土木部の項中
「部長 土木部長
補佐 地下鉄8号線事業推進担当部長」
を
「部長 土木部長」
に、
「補佐 交通対策課長
補佐 地下鉄8号線事業推進担当課長」
を
「補佐 交通対策課長」
に改める。

附 則

この規則は、令和4年4月1日から施行する。

江東区都市景観条例施行規則の一部を改正する規則を公布する。

令和4年3月15日

江東区長 山 崎 孝 明

◎江東区規則第25号

江東区都市景観条例施行規則の一部を改正する規則

江東区都市景観条例施行規則（平成21年2月江東区規則第7号）の一部を次のように改正する。

第5条中「地区に応じ、同表中欄に掲げる」を削り、「ごとに」を「に応じ」に改める。

第6条中「建築行為等に応じ、」を「届出対象行為の種類ごとに、同表中欄に掲げる手続に係る」に改め、「届出日」の次に「(2以上の手続を行う場合は、最初に到来する届出日)」を加える。

第9条の次に次の1条を加える。

(国の機関又は地方公共団体が行う行為の通知)

第9条の2 法第16条第5項の規定による通知は、景観計画通知書（別記第5号の2様式）によるものとする。

2 第6条の規定は、前項の通知について準用する。

第30条第2項第1号中「別表第2」を「別表第3」に改める。

別表第2及び別表第3を次のように改める。

別表第 2 (第 5 条関係)

建築行為	規模
法第 16 条第 1 項第 1 号の建築物の新築、増築、改築若しくは移転、外観を変更することとなる修繕若しくは模様替又は色彩の変更	(1) 景観重点地区は全ての建築物 (2) 景観重点地区以外は、建築基準法施行令(昭和 25 年政令第 338 号。以下「施行令」という。)第 2 条第 1 項第 4 号の延べ面積が 1,000 平方メートル以上又は同項第 6 号の建築物の高さが 15 メートル以上の建築物
法第 16 条第 1 項第 2 号の工作物の新築、増築、改築若しくは移転、外観を変更することとなる修繕若しくは模様替又は色彩の変更	(1) 施行令第 138 条第 1 項に規定する工作物(架空電線路用の工作物、電気事業法(昭和 39 年法律第 170 号)第 2 条第 1 項第 17 号に規定する電気事業者の保安通信設備用の工作物及び電気通信事業法(昭和 59 年法律第 86 号)第 2 条第 5 号に規定する電気通信事業者の電気通信用の工作物を除く。) (2) 施行令第 138 条第 2 項に規定する工作物のうち、昇降機、ウォーターシュート、コースターその他これらに類するもので、築造面積が 1,000 平方メートル以上又は高さが 15 メートル以上のもの (3) 施行令第 138 条第 3 項に規定する工作物のうち、製造施設、貯蔵施設、遊戯施設、自動車車庫その他これらに類するもので、築造面積が 1,000 平方メートル以上又は高さが 15 メートル以上のもの (4) 第 3 条第 1 号に規定する工作物で、高さが 2 メートル以上かつ長さが 10 メートル以上のもの (5) 第 3 条第 2 号から第 4 号までに規定する工作物で、高さが 6 メートル以上のもの (6) 橋 梁 その他これに類する工作物で、河川、運河等を横断するもの
法第 16 条第 1 項第 3 号の開発行為	都市計画法(昭和 43 年法律第 100 号)第 4 条第 13 項に規定する開発区域の面積が 500 平方メートル以上のもの
条例第 12 条第 2 項第 1 号のみどりに関する行為(伐採及び移植を含む。)	(1) 土地の面積が 100 平方メートル以上の集団を形成している樹木 (2) 地上 150 センチメートルの高さにおける幹の周囲が 60 センチメートル以上の樹木 (3) 高さが 5 メートル以上の樹木
条例第 12 条第 2 項第 2 号の水面の埋立て又は干拓に関する行為	臨海景観基本軸においては、造成面積が 15 ヘクタール以上のもの

別表第 3 (第 6 条関係)

届出対象行為の種類	手続	届出日
法第 16 条第 1 項第 1 号の建築物の新築、増築、改築若しくは移転、外観を変更することとなる修繕若しくは模様替又は色彩の変更	建築基準法第 6 条第 1 項又は第 6 条の 2 第 1 項の規定による建築確認申請	大規模建築物(施行令第 2 条第 1 項第 4 号の延べ面積が 1 万平方メートル以上の建築物をいう。以下同じ。)は申請の日の 30 日前 大規模建築物以外の建築物は申請の日の 15 日前
	第 18 条第 2 項の規定による計画通知	大規模建築物は通知の日の 30 日前 大規模建築物以外の建築物は通知の日の 15 日前
	第 20 条第 1 項第 1 号の規定による構造方法の認定の申請	申請の日
	第 43 条第 2 項第 1 号の規定による特定行政庁の認定又は同項第 2 号その他の規定による特定行政庁の許可の申請	大規模建築物は申請の日の 30 日前 大規模建築物以外の建築物は申請の日の 15 日前

		第44条第1項第3号その他の規定による特定行政庁の認定の申請	大規模建築物は申請の日の30日前 大規模建築物以外の建築物は申請の日の15日前
		第58条の規定による都市計画で定めた基準の許可の申請	大規模建築物は申請の日の30日前 大規模建築物以外の建築物は申請の日の15日前
		第68条の2第3項又は第6項の規定による評価の申請	申請の日
	高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律(平成18年法律第91号)	第17条第1項の計画の認定の申請	大規模建築物は申請の日の30日前 大規模建築物以外の建築物は申請の日の15日前
	長期優良住宅の普及の促進に関する法律(平成20年法律第87号)	第5条第1項から第3項までの規定による認定の申請	大規模建築物は申請の日の30日前 大規模建築物以外の建築物は申請の日の15日前
	密集市街地における防災街区の整備の促進に関する法律(平成9年法律第49号)	第116条第1項の規定による許可の申請	大規模建築物は申請の日の30日前 大規模建築物以外の建築物は申請の日の15日前
	環境影響評価法(平成9年法律第81号)	第15条の規定による準備書等の送付	送付の日
	東京都環境影響評価条例(昭和55年東京都条例第96号)	第48条の規定による評価書案等の提出	提出の日
	行為の着手		大規模建築物は着手する日の30日前 大規模建築物以外の建築物は着手する日の15日前
法第16条第1項第2号の工作物の新設、増築、改築若しくは移転、外観を変更することとなる修繕若しくは模様替又は色彩の変更	建築基準法	第88条第1項又は第2項において準用する第6条第1項又は第6条の2第1項の規定による工作物確認申請	申請の日の15日前
		第88条第1項又は第2項において準用する第18条第2項の規定による計画通知	通知の日の15日前
	都市計画法	第29条その他の規定による開発行為の許可の申請(都市計画法第4条第11項の特定工作物に係るものに限る。)	申請の日
	行為の着手		着手する日の15日前
法第16条第1項第3号の都市計	都市計画法	第29条その他の規定による開発行為の許可の申請	申請の日
		第34条の2第1項の規定に	協議の日

画法第 4 条 第 1 2 項に 規定する開 発行為		よる開発行為の協議	協議の日
	行為の着手		着手する日の 15 日前
条例第 1 2 条第 2 項第 1 号のみど りに関する 行為 (伐採 及び移植を 含む。)	行為の着手		着手する日の 15 日前
条例第 1 2 条第 2 項第 2 号の水面 の埋立て又 は干拓	公有水面埋立 法 (大正 1 0 年 法律第 5 7 号)	第 2 条第 2 項の埋立の免許の 願書の提出	提出の日
	環境影響評価 法	第 1 5 条の規定による準備書 等の送付	送付の日
	東京都環境影 響評価条例	第 4 8 条の規定による評価書 案等の提出	提出の日
	行為の着手		着手する日の 15 日前

別記第 1 号様式中「印」を削り、「わかる」を「分
かる」に改める。

別記第 3 号様式中「印」を削る。

別記第 4 号様式中「印」を削り、「わかる」を「分
かる」に改める。

別記第 5 号様式の次に次の 1 様式を加える。

別記第5号の2様式(第9条の2関係)

(第1面)

年 月 日						
景観計画通知書 江東区長 殿 (建築主等) 住所 団体名 代表者						
景観法第16条第5項の規定により、次のとおり関係図書を添えて届け出ます。						
建築物等の名称						
行為地の所在	地名地番	江東区	住居表示	江東区		
設 計 者	住 所					
	氏 名				電 話	
施 工 者	住 所					
	氏 名				電 話	
用 途 地 域	地域(防火・準防火)					
工 事 期 間	着手予定年月日	年 月 日	完成予定年月日	年 月 日		
建 築 行 為 等 の 種 類	建築物・工作物・開発行為・みどりに関する行為(伐採・移植を含む)・水面の埋立て又は干拓					
建 築 物	工事分類	新築・増築・改築・移転 外観を変更することとなる修繕若しくは模様替又は色彩の変更				
	主要用途					
		届出部分	既存部分	合 計	構 造	
	敷地面積	m ²	m ²	m ²	階 数	地上 階
	建築面積	m ²	m ²	m ²		地下 階
	延べ面積	m ²	m ²	m ²	高 さ	m
	屋 根	仕上方法			色 彩	
外 壁	仕上方法			色 彩		
* 地 区 分 類	下町水網地域・景観基本軸()・景観重点地区() 景観形成特別地区()					
* 周辺文化財等						受付欄
連 絡 者	氏 名					
	会 社 名					
	電 話					
[記載上の注意]	1 該当事項を○で囲んでください。 2 *欄は記入しないでください。 3 この届出書に関係図書を添付してください。					

(第 2 面)

工 作 物	工事分類	新設・増築・改築・移転 外観を変更することとなる修繕若しくは模様替又は色彩の変更				
	種 類		構 造			
	規 模	高 さ	地上から	m	設置場所から	m
		延 長		m	面 積	m ²
	外 観	仕上方法		色 彩		
開 発 行 為	行為面積		m ²	施工方法	切土・盛土・()	
	内 容					
	目 的					
みどりに関する 行為 (伐採・移植 を含む。)	工事分類	伐採・移植		面 積	m ²	
	内 容	樹種	高さH=	m	幹の周囲	cm 数量
			H=	m		cm 本
			H=	m		cm 本
			H=	m		cm 本
目 的						
水面の埋立て 又は下拓	工事概要					
	行為規模	面 積	m ²	延 長	m	
	施工方法					
景観に関する 情報提供	説 明 日	説 明 の 方 法		説 明 者 氏 名		
	年 月 日	(1) 説明会	(2) 個 別			
	年 月 日	(1) 説明会	(2) 個 別			
	説明以外の情報 提供 方法					

(第3面)

※周辺の状況の分かる現況カラー写真を貼ってください。(2方向以上)

現 況 カ ラ ー 写 真		
撮影日	年	月 日
写 真 貼 付 欄		
撮影日	年	月 日
写 真 貼 付 欄		

(第 4 面)

現 況 カ ラ ー 写 真		
撮影日	年	月 日
写 真 貼 付 欄		
撮影日	年	月 日
写 真 貼 付 欄		

別記第9号様式、別記第10号様式、別記第13号様式、別記第15号様式、別記第17号様式、別記第18号様式、別記第21号様式及び別記第24号様式から別記第26号様式までの規定中「印」を削る。

附 則

(施行期日)

- 1 この規則は、令和4年4月1日から施行する。(経過措置)
- 2 この規則の施行の際、この規則による改正前の江東区都市景観条例施行規則の別記様式による用紙で、現に残存するものは、所要の修正を加え、なお使用することができる。

江東区職員に対する児童手当の認定及び支給に関する事務の取扱いに関する規則の一部を改正する規則を公布する。

令和4年3月15日

江東区長 山 崎 孝 明

◎江東区規則第26号

江東区職員に対する児童手当の認定及び支給に関する事務の取扱いに関する規則の一部を改正する規則

江東区職員に対する児童手当の認定及び支給に関する事務の取扱いに関する規則(昭和47年3月江東区規則第1号)の一部を次のように改正する。

第4条中「附則第2条第3項」を「附則第2条第4項」に改める。

附 則

この規則は、令和4年6月1日から施行する。

江東区こどもプラザ条例施行規則を公布する。

令和4年3月24日

江東区長 山 崎 孝 明

◎江東区規則第27号

江東区こどもプラザ条例施行規則

(趣旨)

第1条 この規則は、江東区こどもプラザ条例(令和3年7月江東区条例第16号。以下「条例」という。)の施行に関し必要な事項を定めるものとする。

(貸切利用の申請)

第2条 条例第8条の規定により施設を貸切利用しようとする者は、江東区こどもプラザ利用申請書兼利用料金減額・免除申請書(別記第1号様式)を条例第7条の規定により指定を受けたもの(以下「指定管理者」という。)に提出しな

ければならない。

- 2 前項の申請は、利用期日の属する月の1月前の月の初日(当該日が休館日に当たるときは、その日後における直近の休館日でない日)から利用期日の7日前まで受け付けるものとする。ただし、指定管理者が区長の承認を得て特に認めるときは、この限りでない。

(貸切利用の承認)

第3条 貸切利用の承認は、申請の順序による。ただし、同時に申請があった場合は、抽せんにより決める。

2 指定管理者は、前項の貸切利用の承認をしたときは、江東区こどもプラザ利用承認書兼領収書(別記第2号様式。以下「利用承認書」という。)を申請者に交付する。

3 前項の規定により貸切利用の承認を受けた者(以下「利用者」という。)は、施設を貸切利用する際に利用承認書を指定管理者に提示しなければならない。

(施設の変更等の申請)

第4条 条例第10条ただし書の規定により、利用者が施設の変更等の承認を受けようとするときは、江東区こどもプラザ利用申請書兼利用料金減額・免除申請書に施設変更等の概要書を添えて、指定管理者に提出しなければならない。

(利用料金の減免)

第5条 条例第12条の規則で定める場合は、次に掲げる場合とし、利用料金から減額又は免除する額は、当該各号に定めるとおりとする。

- (1) 3名以上の18歳未満の児童のみで構成する団体であつて、当該団体を構成する者の過半数が区内に在住、在勤又は在学している団体が利用する場合 全額
- (2) 区が公益目的のために利用する場合 全額
- (3) 区長が別に定める要件に該当する団体が利用する場合 2分の1の額
- (4) 障害者で組織する団体が利用する場合 2分の1の額
- (5) 官公署又は公益団体が公益目的のために利用する場合 2分の1の額

2 前項の場合において、減額後の利用料金の額に10円未満の端数が生じたときは、その端数を切り捨てる。

3 第1項に定めるもののほか、区長が特別の理由があると認めるときは、利用料金を減額し、又は免除することができる。

4 利用料金の減額又は免除を受けようとする者は、利用申請の際に江東区こどもプラザ利用申

請書兼利用料金減額・免除申請書を指定管理者に提出しなければならない。

(利用料金の還付)

第 6 条 条例第 13 条ただし書に規定する利用料金の還付は、次に掲げる区分に応じ、当該各号に定めるとおりとする。

- (1) 利用者の責任でない理由により利用できなかったとき。 全額還付
- (2) 区又は指定管理者の都合により利用承認を取り消したとき。 全額還付
- (3) 利用期日の 5 日前までに利用の承認の取消しの申出があった場合で、指定管理者が相当の理由があると認めるとき。 全額還付
- (4) 利用期日の 2 日前までに利用の承認の取消しの申出があった場合で、指定管理者が相当の理由があると認めるとき。 2 分の 1 相当額
- (5) 前各号に掲げるもののほか、利用期日の前日までに利用の承認の取消しの申出があった場合で、指定管理者が特に必要があると認めるとき。 全額還付

2 前項各号の規定により利用料金の還付を受けようとする者は、江東区こどもプラザ利用料金還付請求書兼領収書（別記第 3 号様式）に利用承認書を添えて、指定管理者に提出しなければならない。

(利用の取消し等の通知)

第 7 条 指定管理者が条例第 14 条第 1 項の規定により利用の承認を取り消し、又は利用を制限し、若しくは停止したとき及び区長が条例第 14 条第 3 項の規定により、利用の承認を取り消し、又は利用を制限し、若しくは停止したときは、江東区こどもプラザ利用承認取消等通知書（別記第 4 号様式）により利用者に通知する。

(利用者等の義務)

第 8 条 利用者及び施設の入館者は、利用及び入館について指定管理者の指示に従わなければならない。

(その他)

第 9 条 この規則の施行に関し必要な事項は、区長が定める。

附 則

この規則は、令和 4 年 5 月 1 日から施行する。

別記第1号様式(第2条、第4条、第5条関係)

江東区子どもプラザ利用申請書兼利用料金減額・免除申請書

受付第 号
年 月 日

(指定管理者) 殿

下記のとおり申請します。

フリガナ (代表者氏名) 住所		フリガナ 団体名		登録No.等		
利用日の会議責任者名		会議責任者 電話(自宅・会社)		(携帯可)		
利用日						
看板名 備考				器具利用 特別設備	有・無 有・無	
利用日		利用施設	利用 予定 人数	利用料金 円	減免額 円	納入金額 円 (10円未満切捨て)
年 月 日	時間 時 分～時 分					
		第1多目的スペース・第1会議室・第2会議室・音楽室	名			
		第1多目的スペース・第1会議室・第2会議室・音楽室	名			
		第1多目的スペース・第1会議室・第2会議室・音楽室	名			
		第1多目的スペース・第1会議室・第2会議室・音楽室	名			
		第1多目的スペース・第1会議室・第2会議室・音楽室	名			
		第1多目的スペース・第1会議室・第2会議室・音楽室	名			
		第1多目的スペース・第1会議室・第2会議室・音楽室	名			
		第1多目的スペース・第1会議室・第2会議室・音楽室	名			
		第1多目的スペース・第1会議室・第2会議室・音楽室	名			
利用料金減額・免除申請書			合 計 額			
(指定管理者) 殿				区 1/2減額 1		
(団体名) 記について減額・免除を自行します。 (代表者)				分 全額免除 2		

※ 太線枠以外は、記入しないでください

別記第 2 号様式 (第 3 条、第 6 条関係)

江東区こどもプラザ利用承認書兼領収書

承認第 〇 〇 〇 号
年 月 日

フリガナ 代表者氏名 住所		フリガナ 団体名	登録No. 等			
利用日の会 場責任者名		会場責任者 電話 (自宅・会社)	(携帯可)			
利用目的						
看板名			器具利用	有・無		
備考			持込設備	有・無		
利用日時		利用施設	利用 予定 人数	利用料金 円	減免額 円	納入金額 円 (10円未満切捨て)
年 月 日	曜日 時間					
	時 分～ 時 分	第1多目的スペース・第1会議室・第2会議室・音楽室	名			
	時 分～ 時 分	第1多目的スペース・第1会議室・第2会議室・音楽室	名			
	時 分～ 時 分	第1多目的スペース・第1会議室・第2会議室・音楽室	名			
	時 分～ 時 分	第1多目的スペース・第1会議室・第2会議室・音楽室	名			
	時 分～ 時 分	第1多目的スペース・第1会議室・第2会議室・音楽室	名			
	時 分～ 時 分	第1多目的スペース・第1会議室・第2会議室・音楽室	名			
	時 分～ 時 分	第1多目的スペース・第1会議室・第2会議室・音楽室	名			
	時 分～ 時 分	第1多目的スペース・第1会議室・第2会議室・音楽室	名			
	時 分～ 時 分	第1多目的スペース・第1会議室・第2会議室・音楽室	名			
下記の条件を付して承認する。 (指定給付者)			台 計 額			
記 ・当日はこの承認書を窓口に掲示してください。 ・準備、後片付けは利用時間内に行ってください。 ・利用後は原状に回復し、係員に連絡してください。 ・施設等を破損したときは賠償していただきます。 ・及び新規の利用料金は、原則として返還いたしません。			領 収 書 上記の金額を領収しました。 非定管理者			印

別記第3号様式(第6条関係)

江東区子どもプラザ利用料金還付請求書兼領収書

年 月 日

指定管理者 殿

下記の理由により利用することができないので、既納の利用料金の還付を請求します。

申請者	代表者氏名			団体名			
	住 所	〒		速 絡 先	()		
利用承認年月日		年 月 日		利用承認番号	第 号		
利 用 日 時				利 用 施 設			
年 月 日 ()		時 分～時 分		第1多目的スペース・第1会議室・第2会議室・音楽室			
年 月 日 ()		時 分～時 分		第1多目的スペース・第1会議室・第2会議室・音楽室			
年 月 日 ()		時 分～時 分		第1多目的スペース・第1会議室・第2会議室・音楽室			
年 月 日 ()		時 分～時 分		第1多目的スペース・第1会議室・第2会議室・音楽室			
年 月 日 ()		時 分～時 分		第1多目的スペース・第1会議室・第2会議室・音楽室			
年 月 日 ()		時 分～時 分		第1多目的スペース・第1会議室・第2会議室・音楽室			
年 月 日 ()		時 分～時 分		第1多目的スペース・第1会議室・第2会議室・音楽室			
年 月 日 ()		時 分～時 分		第1多目的スペース・第1会議室・第2会議室・音楽室			
年 月 日 ()		時 分～時 分		第1多目的スペース・音楽室・第1会議室・第2会議室			
理 由							
取消承認年月日		年 月 日		還 付 番 号	第 号		
還 付 額	既納の利用料金	還 付 割 合	還 付 金				
	円	1/2 ・ 全額	円				
領 収 書							
指定管理者 殿 上記の金額を領収いたしました。							
年 月 日							
氏 名 _____							

*太線枠以外は、記入しないでください。

別記第 4 号様式 (第 7 条関係)

第 号

年 月 日

様

(指定管理者) 印

江東区こどもプラザ施設利用承認取消等通知書

年 月 日付 第 号により承認した施設等の利用について、江東区こどもプラザ条例第 14 条の規定により下記のとおり利用を (取消し・制限・停止) しましたので通知します。

記

1 取消し等の内容

申請者	代表者氏名		団体名	
	生 所	〒	連 絡 先	()
利用承認年月日	年 月 日		利用承認番号	第 号
利 用 日 時			利 用 施 設	
年 月 日 () 時 分～ 時 分			第 1 多目的スペース・第 1 会議室・第 2 会議室・音楽室	
年 月 日 () 時 分～ 時 分			第 1 多目的スペース・第 1 会議室・第 2 会議室・音楽室	
年 月 日 () 時 分～ 時 分			第 1 多目的スペース・第 1 会議室・第 2 会議室・音楽室	
年 月 日 () 時 分～ 時 分			第 1 多目的スペース・第 1 会議室・第 2 会議室・音楽室	
年 月 日 () 時 分～ 時 分			第 1 多目的スペース・第 1 会議室・第 2 会議室・音楽室	
年 月 日 () 時 分～ 時 分			第 1 多目的スペース・第 1 会議室・第 2 会議室・音楽室	
年 月 日 () 時 分～ 時 分			第 1 多目的スペース・第 1 会議室・第 2 会議室・音楽室	
年 月 日 () 時 分～ 時 分			第 1 多目的スペース・第 1 会議室・第 2 会議室・音楽室	
年 月 日 () 時 分～ 時 分			第 1 多目的スペース・第 1 会議室・第 2 会議室・音楽室	
取消し等の理由				

※ 審査請求又は処分の取消しの訴え

- この処分について不服がある場合は、この処分があったことを知った日の翌日から起算して 3 か月以内に、江東区長に対して審査請求をすることができます。
- この処分については、上記 1 の審査請求のほか、この処分があったことを知った日の翌日から起算して 6 か月以内に、江東区を被告として (訴訟において江東区を代表する者は江東区長となります。)、処分の取消しの訴えを提起することができます。なお、上記 1 の審査請求をした場合は、処分の取消しの訴えは、その審査請求に対する裁決があったことを知った日の翌日から起算して 6 か月以内に提起することができます。
- ただし、上記の期間が経過する前に、この処分 (審査請求をした場合は、その審査請求に対する裁決) があつた日の翌日から起算して 1 年を経過した場合は、審査請求をすることや処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。

江東区障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律施行細則の一部を改正する規則を公布する。

令和4年3月24日

江東区長 山 崎 孝 明

◎江東区規則第28号

江東区障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律施行細則の一部を改正する規則

江東区障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律施行細則（平成18年1月江東区規則第1号）の一部を次のように改正する。

第50条中「第65条の9の2」を「第65条の9の2第1項」に改め、同条に次の1項を加える。

- 2 施行規則第65条の9の2第3項に規定する高額障害福祉サービス等給付費の支給申請は、施行令第43条の5第6項に規定する高額障害福祉サービス等給付費支給申請書（別記第46号の2様式）により行うものとする。

別記第46号様式中

「

種目
1 普通預金
2 当座預金

」

を

「

種目
1 普通預金
2 当座預金
9 その他

」

に改め、同様式の次に次の1様式を加える。

別記第 4 6 号の 2 様式 (第 5 0 条関係)

施行令第 4 3 条の 5 第 6 項に規定する高額障害福祉サービス等給付費支給申請書

江東区長 殿

次のとおり関係書類を添えて障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律施行令第 4 3 条の 5 第 6 項に規定する高額障害福祉サービス等給付費の支給を申請します。

申請年月日 年 月 日

フリガナ					① 障害者総合支援法 ② 介護保険法
申請者氏名	個人番号:	制度	受給者証番号・被保険者証番号		
生年月日					
居住地	〒 電話番号				
サービス利用月の障害福祉相当介護保険サービス支払額(注)	申請に係るサービス利用月	年 月 分	65歳に達するまでの介護保険法による保険給付の受給有無	<input type="checkbox"/> 無有	<input type="checkbox"/> 有

(注) 生活保護受給者等の方については、生活保護制度における介護扶助等の金額(本人支払額があれば分けて記載)してください。

(注) 支払額を証する領収書を添付してください。

高額障害福祉サービス等給付費を下記の口座に振り込んでください。

口座振替依頼書	銀行 信用金庫 信用組合	本店 支店 出張所	種目	口座番号					
	金融機関コード	店舗コード	1 普通預金 2 当座預金 9 その他						
	フリガナ								
	口座名義人								

申請書提出者	<input type="checkbox"/> 申請者本人 <input type="checkbox"/> 申請者本人以外(下の欄に記入)	
フリガナ		申請者との関係
氏名		
住所	〒 電話番号	

附 則
この規則は、令和 4 年 4 月 1 日から施行する。

江東区国民健康保険条例の一部を改正する条例附則第 2 項に規定する規則で定める日を定める規則の一部を改正する規則を公布する。

令和 4 年 3 月 2 4 日

江東区長 山 崎 孝 明

◎江東区規則第 2 9 号

江東区国民健康保険条例の一部を改正する条例附則第 2 項に規定する規則で定める日を定める規則の一部を改正する規則

江東区国民健康保険条例の一部を改正する条例附則第 2 項に規定する規則で定める日を定める規則(令和 2 年 9 月江東区規則第 6 8 号)の一部を次のように改正する。

本則中「令和 4 年 3 月 3 1 日」を「令和 4 年 6 月 3 0 日」に改める。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

江東区私道整備助成条例施行規則の一部を改正する規則を公布する。

令和4年3月24日

江東区長 山 崎 孝 明

◎江東区規則第30号

江東区私道整備助成条例施行規則の一部を改正する規則

江東区私道整備助成条例施行規則（昭和42年12月江東区規則第21号）の一部を次のように改正する。

別表第2を次のように改める。

別表第 2 (第 3 条関係)

工種		形状	単位	単価 (円)	
取りこわし工		手こわし	m ³	80,388	
排水 本管 工(路面 排水の み流す もの に限 る)	改修	内径150mm 塩化ビニル 深さ1.1m未満	m	37,761	
		内径150mm 塩化ビニル 深さ1.1m以上	m	52,980	
		内径200mm 塩化ビニル 深さ1.1m未満	m	40,422	
		内径200mm 塩化ビニル 深さ1.1m以上1.7m未満	m	64,666	
		内径200mm 塩化ビニル 深さ1.7m以上	m	79,974	
		内径250mm 塩化ビニル 深さ1.1m未満	m	53,403	
		内径250mm 塩化ビニル 深さ1.1m以上1.7m未満	m	72,133	
		内径250mm 塩化ビニル 深さ1.7m以上	m	88,241	
L形 溝工	新設	鉄筋コンクリートL形 250A 砕石基礎	m	22,749	
		鉄筋コンクリートL形 250A コンクリート基礎	m	28,147	
		鉄筋コンクリートL形 250B コンクリート基礎	m	27,055	
	改修	鉄筋コンクリートL形 250A 砕石基礎	m	27,664	
		鉄筋コンクリートL形 250A コンクリート基礎	m	34,324	
		鉄筋コンクリートL形 250B コンクリート基礎	m	33,330	
	補修	250A 砕石基礎 ブロック100%再利用	m	19,159	
		250A コンクリート基礎 ブロック100%再利用	m	17,475	
		250B コンクリート基礎 ブロック100%再利用	m	17,878	
		300B コンクリート基礎 ブロック取替	m	21,502	
	L形 用集 水ま す	設置工(新設)	250用	箇所	72,892
		設置工(改修)	250用	箇所	74,259
導水管工		塩化ビニル VUφ150	m	23,826	
		塩化ビニル VUφ100	m	21,079	
ソケット取付工		硬質塩化ビニル φ150	箇所	12,653	
		硬質塩化ビニル φ100	箇所	11,438	
縁塊ふた取替工		250用	箇所	35,908	
調整工		箇所	8,140		
L形 用汚 水ま す	縁塊ふた取替工		箇所	33,107	
	調整工		箇所	8,140	
円形	縁塊ふた取替工		箇所	47,899	

汚水 ます ・改 良 ます	調整工			箇所	9, 249
人孔	縁塊ふた取替工			箇所	149, 223
	調整工			箇所	9, 249
舗装 工	新設	人力	総厚 14.0cm 細粒度	m ²	13, 067
			総厚 14.0cm 開粒度	m ²	12, 606
			総厚 15.0cm 再生密粒度	m ²	13, 707
		機械人力	総厚 20.0cm 再生密・粗粒度	m ²	16, 716
	改修		人力	総厚 14.0cm 細粒度 既設アスファルト舗装	m ²
		総厚 14.0cm 細粒度 既設コンクリート舗装		m ²	15, 905
		総厚 14.0cm 開粒度 既設アスファルト舗装		m ²	15, 233
		総厚 14.0cm 開粒度 既設コンクリート舗装		m ²	15, 444
		総厚 15.0cm 再生密粒度 既設アスファルト舗装		m ²	19, 620
		総厚 15.0cm 再生密粒度 既設コンクリート舗装		m ²	19, 884
		機械人力	総厚 20.0cm 再生密・粗粒度 既設アスファルト舗装	m ²	19, 013
			総厚 20.0cm 再生密・粗粒度 既設コンクリート舗装	m ²	19, 283
		機械	総厚 20.0cm 再生密・粗粒度 既設アスファルト舗装	m ²	10, 998
			総厚 20.0cm 再生密・粗粒度 既設コンクリート舗装	m ²	11, 447
	被覆	人力	厚 5.0cm 再生密粒度	m ²	4, 767
		機械	厚 5.0cm 再生密粒度	m ²	2, 749
交通誘導警備員費				人・日	26, 389

附 則

この規則は、令和4年4月1日から施行する。

江東区立都市公園条例施行規則の一部を改正する規則を公布する。

令和4年3月24日

江東区長 山 崎 孝 明

◎江東区規則第31号

江東区立都市公園条例施行規則の一部を改正する規則

江東区立都市公園条例施行規則（昭和52年6月江東区規則第24号）の一部を次のように改正

する。

別表第1中

「 同 横十間川親水公園	同 扇橋三丁目2番9号先 同 東陽六丁目2番7号先
--------------	------------------------------

を

「 同 横十間川親水公園	同 扇橋三丁目2番先 同 東陽六丁目1番先
--------------	--------------------------

に改める。

別表第3を次のように改める。

別表第 3 (第 4 条関係)

区分	名称	単位	金額
土地	江東区立深川公園	1 平方メートルにつき 1 月	1, 0 1 2 円
	江東区立豊洲公園	1 平方メートルにつき 1 月	1, 5 1 3 円
	江東区立豊洲三丁目公園	1 平方メートルにつき 1 月	1, 4 7 0 円
	江東区立豊洲ぐるり公園	1 平方メートルにつき 1 月	1, 0 8 0 円
	江東区立豊洲六丁目第二公園	1 平方メートルにつき 1 月	1, 2 1 2 円
	江東区立豊洲六丁目公園	1 平方メートルにつき 1 月	9 9 0 円
	江東区立東陽公園	1 平方メートルにつき 1 月	1, 5 6 5 円
	江東区立竪川河川敷公園	1 平方メートルにつき 1 月	8 0 2 円
	江東区立亀戸駅前公園	1 平方メートルにつき 1 月	2, 8 5 0 円
	江東区立旧中川水辺公園	1 平方メートルにつき 1 月	6 6 5 円
	江東区立若洲公園	1 平方メートルにつき 1 月	4 4 3 円
公園施設	江東区立旧中川水辺公園川の駅にぎわい施設	1 平方メートルにつき 1 月	2, 3 6 3 円

附 則

この規則は、令和 4 年 4 月 1 日から施行する。

江東区組織規則の一部を改正する規則を公布する。

令和 4 年 3 月 2 4 日

江東区長 山 崎 孝 明

◎江東区規則第 3 2 号

江東区組織規則の一部を改正する規則

江東区組織規則 (昭和 4 8 年 5 月江東区規則第 1 9 号) の一部を次のように改正する。

第 7 条第 1 項の表政策経営部の部情報システム課の項中

「管理係
I T 推進係」

を
「管理係
情報基盤係
I C T 戦略係」

に改める。
第 7 条第 1 項の表都市整備部の部に次のように加える。

地下鉄 8 号線事業推進課

地下鉄 8 号線事業推進係

第 7 条第 2 項中「、政策経営部にオリンピック・パラリンピック推進室を」を削り、「新型コロナウイルスワクチン接種推進室を」の次に「、都市整備部に地下鉄 8 号線事業推進室を」を加え、同条中第 3 項から第 5 項までを削り、第 6 項を第 3 項とし、第 7 項から第 9 項までを 3 項ずつ繰り上げ、同条に次の 2 項を加える。

- 7 地下鉄 8 号線事業推進室に室長を置く。
- 8 地下鉄 8 号線事業推進室は、地下鉄 8 号線の延伸及び亀戸—新木場間の L R T 等軌道系交通機関の新設における総合調整に関する事務をつかさどる。

第 8 条第 3 項中「オリンピック・パラリンピック推進室及び」を削る。

第 9 条の表情報システム課の項を次のように改める。

情報システム課

管理係

- 1 情報システムの企画、立案及び調整に関すること。
- 2 住民情報系システムの運用、管理及び調整に関すること。
- 3 社会保障・税番号制度に係る調整に関すること (他の部、室に属するものを除く。)

情報基盤係

- 1 庁内情報系システムの運用、管理及び調整に関すること。
- 2 情報ネットワークの運用管理に関すること。

I C T 戦略係

- 1 I C T 推進に係る調査、研究及び企画に関すること。
- 2 情報セキュリティに関すること。
- 3 地域情報化に関すること。

第 9 条の 2 を削る。

第 1 9 条の表に次のように加える。

地下鉄 8 号線事業推進課

地下鉄8号線事業推進係

- 1 地下鉄8号線延伸の推進に関する事。
- 2 亀戸―新木場間のLRT等軌道系交通機関の新設に関する事。
- 3 地下鉄8号線事業推進室の庶務に関する事。

別表(8)の項中「同辰巳第二保育園 同辰巳一丁目10番65-101号」を削る。

別表(9)の項中「同東陽福祉会館 同東陽六丁目2番17号」を削る。

附 則

この規則は、令和4年4月1日から施行する。

江東区会計年度任用職員の任用等に関する規則の一部を改正する規則を公布する。

令和4年3月24日

江東区長 山 崎 孝 明

◎江東区規則第33号

江東区会計年度任用職員の任用等に関する規則の一部を改正する規則

江東区会計年度任用職員の任用等に関する規則(令和2年3月江東区規則第2号)の一部を次のように改正する。

別表中介護欠勤の項及び育児欠勤の項を削る。

附 則

この規則は、令和4年4月1日から施行する。

江東区職員の育児休業等に関する条例施行規則の一部を改正する規則を公布する。

令和4年3月24日

江東区長 山 崎 孝 明

◎江東区規則第34号

江東区職員の育児休業等に関する条例施行規則の一部を改正する規則

江東区職員の育児休業等に関する条例施行規則(平成4年3月江東区規則第11号)の一部を次のように改正する。

第1条の2(見出しを含む。)中「第2条第3号ア(ウ)」を「第2条第3号ア(イ)」に改める。

第6条第1項中「公民権行使等休暇」の次に「、不妊治療のための休暇」を加え、同条第2項中「公民権行使等休暇」の次に「、不妊治療のための休暇」を、「育児時間」の次に「、出産支援休暇、育児参加休暇」を加える。

第13条の2(見出しを含む。)中「第14条第2号イの江東区規則」を「第14条第2号の規則」に改める。

本則に次の4条を加える。

(条例第18条第1項の規則で定める事実)

第16条 条例第18条第1項の規則で定める事実は、次に掲げる事実とする。

(1) 職員が民法(明治29年法律第89号)第817条の2第1項の規定により当該職員との間における同項に規定する特別養子縁組の成立について家庭裁判所に請求し、当該請求に係る3歳(非常勤職員にあっては、1歳。以下この号及び次号において同じ。)に満たない者を現に監護していること又は同項の規定により特別養子縁組の成立について家庭裁判所に請求することを予定しており、当該請求に係る3歳に満たない者を監護する意思を明示したこと。

(2) 職員が児童福祉法(昭和22年法律第164号)第27条第1項第3号の規定により同法第6条の4第2号に規定する養子縁組里親(次号において「養子縁組里親」という。)として児童(3歳に満たない児童に限る。以下この号及び次号において同じ。)を委託されていること又は当該児童を受託する意思を明示したこと。

(3) 職員が児童福祉法第27条第1項第3号の規定により同法第6条の4第1号に規定する養育里親(児童の親その他の同法第27条第4項に規定する者の意に反するため、同項の規定により、養子縁組里親として当該児童を委託することができない職員に限る。)として当該児童を委託されていること又は当該児童を受託する意思を明示したこと。

(条例第18条第1項の規則で定める事項等)

第17条 条例第18条第1項の規則で定める事項は、次に掲げる事項とする。

- (1) 育児休業に関する制度
- (2) 育児休業の承認の請求先
- (3) 地方公務員等共済組合法(昭和37年法律第152号)第70条の2第1項に規定する育児休業手当金その他これに相当する給付に関する必要な事項
- (4) 職員が育児休業の期間について負担すべき社会保険料の取扱い

2 条例第18条第1項の規定により、職員に対して、前項各号に掲げる事項を知らせる場合は、次の各号に掲げるいずれかの方法(第3号に掲げる方法にあっては、当該職員が希望する場合に限る。)によって行わなければならない。

- (1) 面談による方法
- (2) 書面を交付する方法

(3) 電子メールその他のその受信をする者を特定して情報を伝達するために用いられる電気通信（以下「電子メール等」という。）の送信による方法（当該職員が当該電子メール等の記録を出力することにより書面を作成することができるものに限る。）

（条例第 18 条第 1 項の規則で定める措置）

第 18 条 条例第 18 条第 1 項の規則で定める措置（第 3 号に掲げる措置にあっては、職員が希望する場合に限る。）は、次に掲げる措置とする。

- (1) 面談
- (2) 書面の交付
- (3) 電子メール等の送信（当該職員が当該電子メール等の記録を出力することにより書面を作成することができるものに限る。）

（条例第 19 条第 3 号の規則で定める育児休業に係る勤務環境の整備に関する措置）

第 19 条 条例第 19 条第 3 号の規則で定める育児休業に係る勤務環境の整備に関する措置は、次に掲げる措置とする。

- (1) 職員の育児休業の取得に関する事例の収集及び職員に対する当該事例の提供
- (2) 職員に対する育児休業に関する制度及び育児休業の取得の促進に関する方針の周知

別記第 1 号様式中

「 氏名 印 」
を
「 氏名 」
に改める。

別記第 2 号様式中

「 氏名 印 」
を
「 氏名 」
に改める。

別記第 3 号様式中

「 氏名 印 」
を
「 氏名 」
に改める。

別記第 4 号様式及び別記第 5 号様式中

「 氏名 印 」
を
「 氏名 」
に改める。

附 則

（施行期日）

- 1 この規則は、令和 4 年 4 月 1 日から施行する。
（経過措置）

2 この規則の施行の際、この規則による改正前の江東区職員の育児休業等に関する条例施行規則の別記様式による用紙で、現に残存するものは、所要の修正を加え、なお使用することができる。

江東区職員の勤務時間、休日、休暇等に関する条例施行規則の一部を改正する規則を公布する。

令和 4 年 3 月 24 日

江東区長 山 崎 孝 明

◎江東区規則第 35 号

江東区職員の勤務時間、休日、休暇等に関する条例施行規則の一部を改正する規則

江東区職員の勤務時間、休日、休暇等に関する条例施行規則（平成 10 年 3 月江東区規則第 32 号）の一部を次のように改正する。

第 15 条の次に次の 1 条を加える。

（不妊治療のための休暇）

第 15 条の 2 不妊治療のための休暇は、職員が不妊治療に係る通院等のため勤務しないことが相当であると認められる場合の休暇とする。

2 不妊治療のための休暇は、1 会計年度において、日又は時間を単位として、5 日（体外受精及び顕微授精に係るものである場合においては、10 日）以内で承認する。

3 任命権者は、不妊治療のための休暇を承認するときは、不妊治療に係る通院等をすることを確認できる証明書等の提出を求めることができる。

第 28 条中「第 16 条」を「第 15 条の 2」に改める。

附 則

この規則は、令和 4 年 4 月 1 日から施行する。

江東区会計年度任用職員の勤務時間、休日、休暇等に関する規則の一部を改正する規則を公布する。

令和 4 年 3 月 24 日

江東区長 山 崎 孝 明

◎江東区規則第 36 号

江東区会計年度任用職員の勤務時間、休日、休暇等に関する規則の一部を改正する規則

江東区会計年度任用職員の勤務時間、休日、休暇等に関する規則（令和 2 年 3 月江東区規則第 3 号）の一部を次のように改正する。

第 13 条中「公民権行使等休暇」の次に「、不妊治療のための休暇」を、「育児時間」の次に「、出産支援休暇、育児参加休暇」を加える。

第15条の次に次の1条を加える。

(不妊治療のための休暇)

第15条の2 不妊治療のための休暇は、会計年度任用職員が不妊治療に係る通院等のため勤務しないことが相当であると認められる場合の休暇とする。

2 不妊治療のための休暇は、1会計年度において、日又は時間を単位として、5日(体外受精及び顕微授精に係るものである場合にあっては、10日)以内で承認する。

3 1時間を単位として与えられた不妊治療のための休暇を日に換算する場合は、勤務日1日当たりの勤務時間をもって1日とする。ただし、勤務日ごとの勤務時間が同一でない会計年度任用職員にあっては、勤務日1日当たりの平均勤務時間(全勤務日の勤務時間の合計を当該全勤務日の日数で除して得た時間をいう。)をもって1日とする。

4 任命権者は、不妊治療のための休暇を承認するときは、不妊治療に係る通院等をすることを確認できる証明書等の提出を求めることができる。

5 不妊治療のための休暇は、当該会計年度任用職員について定められた1週間の勤務日数が3日以上又は1年間の勤務日数が121日以上であるものであって、かつ、引き続き在職した期間が6月以上である職員又は6月以上の任期が定められている職員に限るものとする。

第19条の次に次の2条を加える。

(出産支援休暇)

第19条の2 出産支援休暇は、男子職員がその配偶者の出産に当たり、子の養育その他家事等を行うための休暇とする。

2 出産支援休暇は、男子職員の配偶者の出産の前後を通じて、日を単位として、2日以内で承認する。

3 任命権者は、出産支援休暇を承認するときは、男子職員の配偶者の出産の事実を確認できる証明書等の提出を求めることができる。

4 出産支援休暇は、当該会計年度任用職員について定められた1週間の勤務日数が3日以上又は1年間の勤務日数が121日以上であるものであって、かつ、引き続き在職した期間が6月以上である職員又は6月以上の任期が定められている職員に限るものとする。

(育児参加休暇)

第19条の3 育児参加休暇は、男子職員がその配偶者の産前産後の期間に、育児に参加するた

めの休暇とする。

2 育児参加休暇は、男子職員の配偶者の出産の日の翌日から当該出産の日後8週間を経過する日までの期間内において承認する。ただし、男子職員に当該男子職員又はその配偶者と同居し、かつ、養育の必要がある子がある場合には、その配偶者の出産予定日の8週間(多胎妊娠の場合にあっては、16週間)前の日から当該出産の日後8週間を経過する日までの期間内において承認する。

3 育児参加休暇は、原則として、日を単位として、5日以内で承認する。

4 任命権者は、育児参加休暇を承認するときは、男子職員の配偶者の出産の事実を確認できる証明書等(第2項ただし書に規定する場合にあっては、男子職員の配偶者の出産の事実を確認できる証明書等及び当該男子職員又はその配偶者が子と同居していることを確認できる証明書等)の提出を求めることができる。

5 育児参加休暇は、当該会計年度任用職員について定められた1週間の勤務日数が3日以上又は1年間の勤務日数が121日以上であるものであって、かつ、引き続き在職した期間が6月以上である職員又は6月以上の任期が定められている職員に限るものとする。

第23条第4項中「引き続き」を「、引き続き」に改め、「6月以上である」の次に「職員又は6月以上の任期が定められている」を加える。

第24条第5項中「引き続き」を「、引き続き」に改め、「1年以上である」の次に「職員又は1年の任期が定められている」を加える。

第26条中第1号を削り、第2号を第1号とし、第3号を第2号とする。

第28条中第1号を削り、第2号を第1号とし、第3号を第2号とする。

附 則

この規則は、令和4年4月1日から施行する。

江東区職員の特殊勤務手当に関する条例施行規則の一部を改正する規則を公布する。

令和4年3月24日

江東区長 山崎孝明

◎江東区規則第37号

江東区職員の特殊勤務手当に関する条例施行規則の一部を改正する規則

江東区職員の特殊勤務手当に関する条例施行規則(昭和50年3月江東区規則第28号)の一部を次のように改正する。

別表 1 の項中

エ 新型インフルエンザ等 感染症	日 額 2 7 0 円
(4) 保健所に勤務する職員で、 相談員として家庭等を訪問 し、精神衛生相談業務に従事 したもの	日 額 2 0 0 円

を

エ 新型インフルエンザ等 感染症	日 額 2 7 0 円
---------------------	----------------

に改める。

附 則

(施行期日)

1 この規則は、令和 4 年 4 月 1 日から施行する。

(経過措置)

2 この規則の施行の日 (以下「施行日」という。)前にこの規則による改正前の江東区職員の特殊勤務手当に関する条例施行規則に規定する業務に従事したことにより支給することとなった特殊勤務手当で、施行日以後に支給するものについては、なお従前の例による。

江東区老人福祉法施行細則等の一部を改正する規則を公布する。

令和 4 年 3 月 2 8 日

江東区長 山 崎 孝 明

◎江東区規則第 3 8 号

江東区老人福祉法施行細則等の一部を改正する規則

(江東区老人福祉法施行細則の一部改正)

第 1 条 江東区老人福祉法施行細則 (昭和 4 0 年 3 月江東区規則第 4 号) の一部を次のように改正する。

別記第 1 4 号様式中「印」を削る。

別記第 1 5 号様式中

「 氏名 印 」

を

「 氏名 」

に改める。

(江東区児童・高齢者総合施設条例施行規則の一部改正)

第 2 条 江東区児童・高齢者総合施設条例施行規則 (平成 2 2 年 6 月江東区規則第 4 3 号) の一部を次のように改正する。

別記第 8 号様式中「印」を削る。

(江東区福祉会館条例施行規則の一部改正)

第 3 条 江東区福祉会館条例施行規則 (昭和 4 4 年 4 月江東区規則第 2 3 号) の一部を次のように改正する。

別記第 3 号様式中「印」を削る。

(江東区老人福祉センター条例施行規則の一部改正)

第 4 条 江東区老人福祉センター条例施行規則 (昭和 5 9 年 4 月江東区規則第 2 1 号) の一部を次のように改正する。

別記第 3 号様式中「印」を削る。

別記第 4 号様式中

「 利用者

住所 江東区.....

氏名.....印

TEL () 」

を

「 殿

(指定管理者) 」

に改める。

別記第 5 号様式中「印」を削る。

(江東区成年後見制度利用支援条例施行規則の一部改正)

第 5 条 江東区成年後見制度利用支援条例施行規則 (平成 1 5 年 3 月江東区規則第 2 7 号) の一部を次のように改正する。

別記第 1 号様式から別記第 3 号様式まで及び別記第 6 号様式中「印」を削る。

(江東区災害弔慰金の支給等に関する条例施行規則の一部改正)

第 6 条 江東区災害弔慰金の支給等に関する条例施行規則 (昭和 4 9 年 1 0 月江東区規則第 4 6 号) の一部を次のように改正する。

別記第 5 号様式、別記第 6 号様式、別記第 9 号様式及び別記第 1 2 号様式中「印」を削る。

附 則

(施行期日)

1 この規則は、令和 4 年 4 月 1 日から施行する。(経過措置)

2 この規則の施行の際、この規則による改正前の江東区老人福祉法施行細則、江東区児童・高齢者総合施設条例施行規則、江東区福祉会館条例施行規則、江東区老人福祉センター条例施行規則、江東区成年後見制度利用支援条例施行規則及び江東区災害弔慰金の支給等に関する条例

施行規則の別記様式による用紙で、現に残存するものは、所要の修正を加え、なお使用することができる。

江東区障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律施行細則等の一部を改正する規則を公布する。

令和4年3月28日

江東区長 山崎孝明

◎江東区規則第39号

江東区障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律施行細則等の一部を改正する規則

(江東区障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律施行細則の一部改正)

第1条 江東区障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律施行細則(平成18年1月江東区規則第1号)の一部を次のように改正する。

別記第31号様式及び別記第39号様式中「印」を削る。

(障害児福祉手当及び特別障害者手当等事務取扱細則の一部改正)

第2条 障害児福祉手当及び特別障害者手当等事務取扱細則(昭和61年3月江東区規則第17号)の一部を次のように改正する。

別記第11号様式から別記第13号様式までの規定中「印」を削る。

(江東区障害者福祉センター条例施行規則の一部改正)

第3条 江東区障害者福祉センター条例施行規則(昭和57年11月江東区規則第55号)の一部を次のように改正する。

別記第1号様式から別記第3号様式までの規定中「印」を削る。

(江東区リバーハウス東砂条例施行規則の一部改正)

第4条 江東区リバーハウス東砂条例施行規則(平成9年3月江東区規則第2号)の一部を次のように改正する。

別記第1号様式から別記第3号様式までの規定中「印」を削る。

附 則

(施行期日)

1 この規則は、令和4年4月1日から施行する。(経過措置)

2 この規則の施行の際、この規則による改正前の江東区障害者の日常生活及び社会生活を総合的に

支援するための法律施行細則、障害児福祉手当及び特別障害者手当等事務取扱細則、江東区障害者福祉センター条例施行規則及び江東区リバーハウス東砂条例施行規則の別記様式による用紙で、現に残存するものは、所要の修正を加え、なお使用することができる。

江東区マンションの建替え等の円滑化に関する法律施行細則等の一部を改正する規則を公布する。

令和4年3月28日

江東区長 山崎孝明

◎江東区規則第40号

江東区マンションの建替え等の円滑化に関する法律施行細則等の一部を改正する規則

(江東区マンションの建替え等の円滑化に関する法律施行細則の一部改正)

第1条 江東区マンションの建替え等の円滑化に関する法律施行細則(平成27年8月江東区規則第64号)の一部を次のように改正する。

別記第1号様式中

「 氏名 印 」

を

「 氏名 」

に、

「 1 ※印のある欄は、記入しないでください。

2 申請者の氏名(法人にあっては、代表者の氏名)の記載を自署で行う場合は、押印を省略できます。」

を

「 ※印のある欄は、記入しないでください。」

に改める。

別記第2号様式中

「 氏名 印 」

を

「 氏名 」

に、

「 1 ※印のある欄は、記入しないでください。

2 建築主の氏名(法人にあっては、代表者の氏名)の記載を自署で行う場合は、押印を省略できます。」

を

「 ※印のある欄は、記入しないでください。」

に改める。

(江東区租税特別措置法に基づく宅地造成着手前に行う優良宅地認定事務施行細則の一部改正)

第 2 条 江東区租税特別措置法に基づく宅地造成着手前に行う優良宅地認定事務施行細則(平成 14 年 3 月江東区規則第 23 号)の一部を次のように改正する。

別記第 1 号様式、別記第 3 号様式及び別記第 5 号様式から別記第 7 号様式までの規定中「印」を削る。

附 則

(施行期日)

- 1 この規則は、令和 4 年 4 月 1 日から施行する。(経過措置)
- 2 この規則の施行の際、この規則による改正前の江東区マンションの建替え等の円滑化に関する法律施行細則及び江東区租税特別措置法に基づく宅地造成着手前に行う優良宅地認定事務施行細則の別記様式による用紙で、現に残存するものは、所要の修正を加え、なお使用することができる。

江東区男女共同参画推進センター条例施行規則等の一部を改正する規則を公布する。

令和 4 年 3 月 28 日

江東区長 山崎 孝明

◎江東区規則第 4 1 号

江東区男女共同参画推進センター条例施行規則等の一部を改正する規則

(江東区男女共同参画推進センター条例施行規則の一部改正)

第 1 条 江東区男女共同参画推進センター条例施行規則(平成 3 年 3 月江東区規則第 4 号)の一部を次のように改正する。

別記第 1 号様式中「印」を削る。

(江東区職員の配偶者同行休業に関する条例施行規則の一部改正)

第 2 条 江東区職員の配偶者同行休業に関する条例施行規則(平成 27 年 3 月江東区規則第 44 号)の一部を次のように改正する。

別記第 1 号様式及び別記第 2 号様式中「**印**」を削る。

(江東区職員寮管理規則の一部改正)

第 3 条 江東区職員寮管理規則(昭和 49 年 3 月江東区規則第 8 号)の一部を次のように改正する。

別記第 1 号様式中「印」を削る。

別記第 4 号様式中

「氏名 印」を

「氏名 」に改める。

別記第 5 号様式中「印」を削る。

附 則

(施行期日)

- 1 この規則は、令和 4 年 4 月 1 日から施行する。(経過措置)
- 2 この規則の施行の際、この規則による改正前の江東区男女共同参画推進センター条例施行規則、江東区職員の配偶者同行休業に関する条例施行規則及び江東区職員寮管理規則の別記様式による用紙で、現に残存するものは、所要の修正を加え、なお使用することができる。

江東区庁舎防火防災対策規則の一部を改正する規則を公布する。

令和 4 年 3 月 28 日

江東区長 山崎 孝明

◎江東区規則第 4 2 号

江東区庁舎防火防災対策規則の一部を改正する規則

江東区庁舎防火防災対策規則(昭和 49 年 9 月江東区規則第 43 号)の一部を次のように改正する。

別表第 1 中「、地下鉄 8 号線事業推進担当部長」を削る。

別表第 2 本庁舎の部 10 階の項中「オリンピック・パラリンピック推進課長」を「経理課長」に改め、同表防災センターの部 2 階の項中「障害者支援課長」を「障害者施策課長」に改める。

附 則

この規則は、令和 4 年 4 月 1 日から施行する。

江東区会計事務規則の一部を改正する規則を公布する。

令和 4 年 3 月 30 日

江東区長 山崎 孝明

◎江東区規則第 4 3 号

江東区会計事務規則の一部を改正する規則

江東区会計事務規則(昭和 39 年 3 月江東区規則第 13 号)の一部を次のように改正する。

第 89 条第 1 項中「経費」の次に「及び指定納付受託者に納付させる歳入に係る経費」を加える。

附 則

この規則は、令和 4 年 4 月 1 日から施行する。

江東区江東きつずクラブ条例施行規則の一部を改正する規則を公布する。

令和4年3月28日

江東区長 山 崎 孝 明

◎江東区規則第44号

江東区江東きつずクラブ条例施行規則の一部を改正する規則

江東区江東きつずクラブ条例施行規則(平成22年4月江東区規則第9号)の一部を次のように改正する。

第8条第1項中「江東きつずクラブ申請事項変更届」を「江東きつずクラブB登録申請事項変更届」に改める。

第10条第1項第2号中「(婚姻(婚姻の届出をしていないが、事実上婚姻関係と同様の事情にある場合を含む。以下同じ。))によらないで母又は父になった者で現に婚姻をしていないものを地方税法(昭和25年法律第226号)第292条第1項第11号に規定する寡婦又は同項第12号に規定する寡夫に該当するものとみなして算出したときに得られる前年度分の住民税が非課税の場合を含む。以下この条において同じ。)」を削る。

第14条第1項中「江東きつずクラブ申請事項変更届」を「江東きつずクラブB登録申請事項変更届」に改める。

別表第1江東きつずクラブ扇橋の項中「54名」を「92名」に改め、同表江東きつずクラブ二亀の項中「67名」を「135名」に改める。

別記第1号様式及び別記第2号様式を次のように改める。

二 個人情報取扱要領に関する同意

円滑なクラブ運営を図るため、利用児童の個人情報や、学校とクラブとの間で情報共有することになります。

二 費用の徴収・徴収申請の有無

兄弟で利用している世帯等への減額徴収、非課税世帯への減額徴収等を申請する場合は、チェックしてください。(減免申請書等を提出してください。)

別記第 2 号様式 (第 4 条関係)

【会社員、派遣社員、公務員、パート等の被雇用者の方はこちらの面をご使用ください。】

勤務(内定)証明書

提出先 江東区教育委員会事務局

※発行日から3か月以内のものを提出してください。

勤務(内定)者氏名		勤務(内定)者住所	
現在の就業状況		□就労中 □不活・育児中 □無業予定(年 月 日採用)	
勤務状況	1 勤務日数	週 日勤務(月平均 日)	
	2 定休日(いずれかに○)	□月 □火 □水 □木 □金 □土 □日 不定期(月 日)	
	3 勤務時間	(1) 勤務時間 時 分～ 時 分	(2) 変則勤務の場合の平均勤務時間 時 分～ 時 分
	4 勤務形態 該当する場合はチェックをしてください。	(1) 恒常的に週3日以上在宅勤務がある。 □ ※ 1時的に在宅勤務をしている場合は、チェック不要です。 (2) 単身社務中の場合はチェックをしてください。 □	
	5 残業時間 (1) 又は (2) のいずれかをご記入ください。	(1) 週3日以上残業の有無(※注1) □あり 日 時間 分 □なし (2) 管理職等で残業の証明ができない場合はチェックをしてください。 □ ※ (2) の場合、残業時間は勤務者本人が別の申請書に記入するため不要です。	
産前・産後休業の取得(予定)期間		年 月 日～ 年 月 日	
育児休業の取得(予定)期間		年 月 日～ 年 月 日	
保育園に入園できた場合の復職日(予定日)		年 月 日	
短時間勤務している場合の勤務期間・勤務時間		年 月 日～ 年 月 日 時 分 ～ 時 分	
実際の勤務場所が証明の場所以異なる場合		勤務先名称	
		勤務先住所	
		連絡先	
その他特記事項			

注1 直近3か月の実績から週3日以上残業がある場合のみ、平均時間を記載してください。

上記のとおり勤務(内定)していることを証明します。

年 月 日

事業所名

代表者

印

所在地

電話番号

記入担当者名

- ・ 記入方法の詳細は、別紙の記入例をご覧ください。(区のホームページにも掲載があります。)
- ・ 勤務場所が、支店、営業所、派遣先等で、社印又は代表者印を押印することが困難な場合は、営業所長、派遣先の代表者等の権限による証明でも差支えありません。
- ・ 記載内容に虚偽があった場合は、申請を無効(在籍者は退会)とします。
- ・ この証明書は、江東区マイクラブB登録の利用のための付属資料とするもので、それ以外に使用することはありません。
- ・ 訂正する場合は、二重線で抹消又は加筆し、証明者印と同一の訂正印を押印してください。訂正印のないものは、証明の効力がなくなります。

別記第 4 号様式を次のように改める。

別記第4号様式(第4条関係)

江東きつぎクラブ利用申込書

江東きつぎクラブ

に申し込めます。

※裏面もご記入ください。

1 申込者の状況

申込日 年 月 日

ふりがな	〒		電 話 番 号 続 柄
申 込 者 氏 名	住 所		

2 児童の状況

ふりがな			学 校 名			
登 録 児 童 氏 名	学年・組		年 組	※組が未定るときは記入不要		
	生年月日	年 月 日	性 別	男・女		
児 童 の 状 況	障害等	有・無	有に○をした方は、具体的に障害名等をお書きください。			
	特別な配慮の必要性	有・無	有に○をした方は、具体的に配慮名等をお書きください。			
	利用状況	利用している方は、該当するものに○をつけてください。 特別支援学級・特別支援教室・特別支援学校		こども発達センター等への通園の有無 有 ()・無		

3 同居家族の状況

氏 名	続柄	職業等	氏 名	続柄	職業等

※ 職業は、会社員、自営業、高校生、中学生等とご記入ください。小学生は、小学〇年生とご記入ください。

4 新1年生の入学前利用の希望の有無

新1年生の入学前利用の希望	有・無
---------------	-----

※ 新1年生は、原則として入学式翌日から利用となります。ただし、保護者の方が就労等の理由により在宅していない世帯の場合には、4月当初から御利用できます。

5 スポット利用について ※詳細は、募集案内をご覧ください。

- (1) B登録の保留状況について、該当する項目の□欄にチェックしてください。
 - B登録保留中である
 - B登録保留中ではない
- (2) スポット利用について、利用予定がある場合は□欄にチェックしてください。
 - 朝利用(8時～9時)
 - 夜利用(17時～19時)

6 その他参加に当たって配慮すべきことがあれば記入してください。

--

7 自宅から学校までの略図

(道順を朱書きしてください。また、目印になる建物、店、通りなどは、詳しく記入してください。)

--

【江東きッズクラブ利用児童の個人情報の取扱いについての同意書】

江東きッズクラブ実施校内における江東きッズクラブA登録の川滑なクラブ運営を図るため、利用児童の個人情報について、実施校と江東きッズクラブとの間で情報共有することに同意します。

保護者氏名 _____

別記第 8 号様式を次のように改める。

別記第 1 2 号様式 (第 1 0 条関係)

江東きっザクラブ B 登録利用料減額免除申請書

江東区長 殿

下記のとおり申請します。本申請判定のため、区が保有する個人情報(住民税課税状況、生活保護受給状況又は児童扶養手当受給状況)の利用に同意します。また、助成を受けることが認定された際は、江東区教育委員会 課長に助成金の受領に関する権限を委任します。

		申請日	
		年	月 日
申請者氏名 (フリガナ)	配偶者氏名 (フリガナ)	住 所	
		〒 ()	

①・②の申請をする項目にチェック✓をしてください。

①減額申請 (2人以上の児童が江東きっザクラブ B 登録を利用する世帯)

②免除申請 (下記の中請理由にチェック✓をしてください。)

免除 申請理由	<input type="checkbox"/> (1) 前年度住民税が非課税世帯であるため ▲ 年1月1日に江東区に住民登録がない方は課税(非課税)証明を添付してください。
	<input type="checkbox"/> (2) 生活保護受給世帯であるため
	<input type="checkbox"/> (3) 東日本大震災被災世帯であるため ▲被災証明書を添付してください。
	<input type="checkbox"/> (4) 両親不existenceで、両親から生活の扶助を受けていないため

きっザクラブ B 登録に入会申請をしている児童全員の情報をご記入ください。

対象児童情報(1)

氏名	学年	第 1 希望クラブ	第 2 希望クラブ
フリガナ	新 年生	きっザクラブ	きっザクラブ
		学校外 学校内	学校外 学校内

対象児童情報(2)

氏名	学年	第 1 希望クラブ	第 2 希望クラブ
フリガナ	新 年生	きっザクラブ	きっザクラブ
		学校外 学校内	学校外 学校内

対象児童情報(3)

氏名	学年	第 1 希望クラブ	第 2 希望クラブ
フリガナ	新 年生	きっザクラブ	きっザクラブ
		学校外 学校内	学校外 学校内

別記第 1 5 号様式を次のように改める。

別記第15号様式(第10条関係)

江東きつザクラブA登録利用料免除申請書兼スポット利用料減額免除申請書

江東区長 殿

下記により、減額・免除を申請します。

本申請の決定のため必要な区が保有する個人情報(住民税課税状況、生活保護受給状況又は児童扶養手当受給状況)の利用に同意します。

記

※ 以下の①～⑦の項目について、記入してください。また、□欄は、該当する項目にチェックをしてください。

① 申請日	年 月 日		
② 住所			
③ 申請者氏名	フリガナ		
④ 配偶者氏名	フリガナ		
⑤ 児童氏名	フリガナ		小学校 年 組
	フリガナ		小学校 年 組
	フリガナ		小学校 年 組
	フリガナ		小学校 年 組
⑥ 申請内容 と理由	減額	<input type="checkbox"/> スポット利用の利用料の減額(B登録の保留児童であるため。5割減額。上限3,000円/月)	
	免除・助成	<input type="checkbox"/> A登録の利用料の免除	<input type="checkbox"/> 前年度の住民税が非課税の世帯であるため
		<input type="checkbox"/> 傷害保険料の助成	<input type="checkbox"/> 生活保護受給世帯であるため
		<input type="checkbox"/> スポット利用の利用料の免除(B登録保留児童のみ対象)	<input type="checkbox"/> 両親不存在で、両親から生活の扶助を受けていないため
		<input type="checkbox"/> 東日本大震災被災世帯であるため	

附 則

(施行期日)

1 この規則は、令和 4 年 4 月 1 日から施行する。

(経過措置)

2 この規則の施行の際、この規則による改正前の江東区江東きつずクラブ条例施行規則の別記様式による用紙で、現に残存するものは、所要の修正を加え、なお使用することができる。

児童手当事務取扱細則の一部を改正する規則を公布する。

令和 4 年 3 月 3 0 日

江東区長 山 崎 孝 明

◎江東区規則第 4 5 号

児童手当事務取扱細則の一部を改正する規則

児童手当事務取扱細則（昭和 6 3 年 3 月江東区規則第 2 6 号）の一部を次のように改正する。

別記第 1 号様式及び別記第 2 号様式を次のように改める。

別記第1号様式(第3条関係)

児童手当(支給者情報)

申請番号:

児童名	生年月日		保護者 氏名	住所 〒 区	世帯情報					
	姓	名			世帯主 氏名	住所 〒 区	世帯員 数	児童 数	児童手当 受給 数	児童手当 受給 日数
氏名	姓	名	氏名	住所	世帯員 数	児童 数	児童手当 受給 数	児童手当 受給 日数	児童手当 受給 率	児童手当 受給 率
氏名	姓	名	氏名	住所	世帯員 数	児童 数	児童手当 受給 数	児童手当 受給 日数	児童手当 受給 率	児童手当 受給 率
氏名	姓	名	氏名	住所	世帯員 数	児童 数	児童手当 受給 数	児童手当 受給 日数	児童手当 受給 率	児童手当 受給 率
氏名	姓	名	氏名	住所	世帯員 数	児童 数	児童手当 受給 数	児童手当 受給 日数	児童手当 受給 率	児童手当 受給 率
氏名	姓	名	氏名	住所	世帯員 数	児童 数	児童手当 受給 数	児童手当 受給 日数	児童手当 受給 率	児童手当 受給 率
氏名	姓	名	氏名	住所	世帯員 数	児童 数	児童手当 受給 数	児童手当 受給 日数	児童手当 受給 率	児童手当 受給 率

児童名	生年月日		保護者 氏名	住所 〒 区	世帯情報					
	姓	名			世帯主 氏名	住所 〒 区	世帯員 数	児童 数	児童手当 受給 数	児童手当 受給 日数
氏名	姓	名	氏名	住所	世帯員 数	児童 数	児童手当 受給 数	児童手当 受給 日数	児童手当 受給 率	児童手当 受給 率
氏名	姓	名	氏名	住所	世帯員 数	児童 数	児童手当 受給 数	児童手当 受給 日数	児童手当 受給 率	児童手当 受給 率
氏名	姓	名	氏名	住所	世帯員 数	児童 数	児童手当 受給 数	児童手当 受給 日数	児童手当 受給 率	児童手当 受給 率
氏名	姓	名	氏名	住所	世帯員 数	児童 数	児童手当 受給 数	児童手当 受給 日数	児童手当 受給 率	児童手当 受給 率
氏名	姓	名	氏名	住所	世帯員 数	児童 数	児童手当 受給 数	児童手当 受給 日数	児童手当 受給 率	児童手当 受給 率
氏名	姓	名	氏名	住所	世帯員 数	児童 数	児童手当 受給 数	児童手当 受給 日数	児童手当 受給 率	児童手当 受給 率
氏名	姓	名	氏名	住所	世帯員 数	児童 数	児童手当 受給 数	児童手当 受給 日数	児童手当 受給 率	児童手当 受給 率
氏名	姓	名	氏名	住所	世帯員 数	児童 数	児童手当 受給 数	児童手当 受給 日数	児童手当 受給 率	児童手当 受給 率

別記第 2 号様式 (第 3 条関係)

児童手当 (支給者市県(施設型給付用))

認定番号:

受給者	(フリガナ)		職業		性別		生年月日			
	設置者名 又は氏名									
	施設等の種類		施設等の名称							
施設者等の 所在地 (法人等たる 半親等の所 在地)	〒 ー ー 江東区 番地()		施設等の 所在地又は 親の 住所地	〒 ー ー 江東区 番地()						
	加入している公的年金制度の種類		退任年月日	支給開始年月	手当月額					
支払金 種別	ア 厚生年金保険	イ 国民年金	支給率 消滅年月日・ 消滅率()	差引年月日・ 率(消山)	支給率 消滅年月日・ 消滅率()	差引年月日・ 率(消山)	手当月額	円		
	ウ その他 ()								3歳未満分	円
	エ 私立学校教職員共済 ()	地方公務員共済 ()							3歳以上分	円
	オ 国家公務員共済 ()								計	円
	金種別名									
支店名		支給率	消滅年月日・ 消滅率()	差引年月日・ 率(消山)						
口座番号		(消滅率())	(消山)	(消山)						
支店番号										
支店名										
支払単位										

(別紙)

区分	----- 年度							
現況 所属	雇用の有無							
	被用者又は公務員であるかどうかの別							
支払金額	加入者年金等の種類							
	備考							
	施設者等設置者の氏名							計
	生年月日							
	住所等別荘							
	金融機関名							
	支店名							
	口座番号							
	児童手当 該当年月日	3歳未満 3歳以上						
	児童手当非該当年月日							
10月期	支払額	3歳未満	円	円	円	円	円	計
	区分	3歳以上	円	円	円	円	円	
	支払金額		円	円	円	円	円	
2月期	支払額	3歳未満	円	円	円	円	円	計
	区分	3歳以上	円	円	円	円	円	
	支払金額		円	円	円	円	円	
6月期	支払額	3歳未満	円	円	円	円	円	計
	区分	3歳以上	円	円	円	円	円	
	支払金額		円	円	円	円	円	
備考								

※支払金額欄に種別及び口座番号欄は、受給者が国公立施設の場合に記入を要する。

附 則

この規則は、令和 4 年 4 月 1 日から施行する。

する規則を公布する。

令和 4 年 3 月 30 日

江東区長

山 崎 孝 明

江東区児童育成手当条例施行規則の一部を改正

◎江東区規則第 4 6 号

江東区児童育成手当条例施行規則の一部を改正する規則

江東区児童育成手当条例施行規則(昭和46年10月江東区規則第40号)の一部を次のように改正する。

別表1の項を次のように改める。

1 次に掲げる視覚障害

- (1) 両眼の視力がそれぞれ0.03以下のもの
- (2) 1眼の視力が0.04、他眼の視力が手動弁以下のもの
- (3) ゴールドマン型視野計による測定の結果、両眼のI/4視標による周辺視野角度の和がそれぞれ80度以下かつI/2視標による両眼中心視野角度が28度以下のもの
- (4) 自動視野計による測定の結果、両眼開放視認点数が70点以下かつ両眼中心視野視認点数が20点以下のもの

別表4の項及び5の項中「すべて」を「全て」に改め、同表に備考として次のように加える。

備考 視力の測定は、万国式試視力表によるものとし、屈折異常があるものについては、矯正視力によって測定する。

別記第8号様式中「(印)」を削る。

附 則

(施行期日)

1 この規則は、令和4年4月1日から施行する。(経過措置)

2 この規則の施行の際、この規則による改正前の別記第8号様式による用紙で、現に残存するのは、所要の修正を加え、なお使用することができる。

江東区ひとり親家庭等の医療費の助成に関する条例施行規則の一部を改正する規則を公布する。

令和4年3月30日

江東区長 山 崎 孝 明

◎江東区規則第47号

江東区ひとり親家庭等の医療費の助成に関する条例施行規則の一部を改正する規則

江東区ひとり親家庭等の医療費の助成に関する条例施行規則(平成元年12月江東区規則第107号)の一部を次のように改正する。

江東区ひとり親家庭等の医療費の助成に関する条例施行規則(平成元年12月江東区規則第107号)の一部を次のように改正する。

別表第1の1の項を次のように改める。

1 次に掲げる視覚障害

- (1) 両眼の視力がそれぞれ0.07以下のもの

- (2) 1眼の視力が0.08、他眼の視力が手動弁以下のもの

- (3) ゴールドマン型視野計による測定の結果、両眼のI/4視標による周辺視野角度の和がそれぞれ80度以下かつI/2視標による両眼中心視野角度が56度以下のもの

- (4) 自動視野計による測定の結果、両眼開放視認点数が70点以下かつ両眼中心視野視認点数が40点以下のもの

別表第1の9の項から11の項までの規定中「すべて」を「全て」に改める。

別表第2の1の項を次のように改める。

1 次に掲げる視覚障害

- (1) 両眼の視力がそれぞれ0.03以下のもの
- (2) 1眼の視力が0.04、他眼の視力が手動弁以下のもの
- (3) ゴールドマン型視野計による測定の結果、両眼のI/4視標による周辺視野角度の和がそれぞれ80度以下かつI/2視標による両眼中心視野角度が28度以下のもの
- (4) 自動視野計による測定の結果、両眼開放視認点数が70点以下かつ両眼中心視野視認点数が20点以下のもの

別表第2の4の項及び5の項中「すべて」を「全て」に改める。

附 則

この規則は、令和4年4月1日から施行する。

江東区営住宅条例施行規則の一部を改正する規則を公布する。

令和4年3月30日

江東区長 山 崎 孝 明

◎江東区規則第48号

江東区営住宅条例施行規則の一部を改正する規則

江東区営住宅条例施行規則(平成10年2月江東区規則第1号)の一部を次のように改正する。

第16条第3項第1号中「未成年者」を「20歳未満の婚姻していない者」に改め、同条第7項第1号中「未成年者」を「20歳未満の婚姻していない者」に、「女子」を「者」に改める。

別表第1及び別表第2を次のように改める。

別表第 1 (第 1 3 条関係)

名称			専用面積	利便性係数		
扇橋一丁目アパート	浴槽 I		61.53㎡	0.9439		
	浴槽 II		61.53㎡	0.9583		
塩浜住宅	1号棟	浴槽なし	42.36㎡	0.9107		
		浴槽 I	42.36㎡	0.9443		
		浴槽 II	42.36㎡	0.9587		
	2号棟	浴槽なし	51.04㎡	0.9153		
		浴槽 I	51.04㎡	0.9490		
		浴槽 II	51.04㎡	0.9635		
猿江一丁目アパート	—		—	—		
北砂二丁目アパート	浴槽なし		51.22㎡	0.8854		
	浴槽 I		51.22㎡	0.9180		
	浴槽 II		51.22㎡	0.9320		
大島五丁目住宅	—		—	—		
東砂八丁目住宅	浴槽なし		51.04㎡	0.8840		
	浴槽 I		51.04㎡	0.9166		
	浴槽 II		51.04㎡	0.9305		
森下二丁目住宅	Aタイプ	浴槽 I	47.41㎡	0.9481		
		浴槽 II	47.41㎡	0.9626		
	Bタイプ	浴槽 I	56.74㎡	0.9481		
		浴槽 II	56.74㎡	0.9626		
	Cタイプ	浴槽 I	48.05㎡	0.9481		
		浴槽 II	48.05㎡	0.9626		
塩浜一丁目住宅	1 2号棟	浴槽 I		48.07㎡	0.9643	
		浴槽 II		48.07㎡	0.9790	
	1 4号棟	Aタイプ	浴槽 I	61.53㎡	0.9643	
			浴槽 II	61.53㎡	0.9790	
		Bタイプ	浴槽 II		74.89㎡	0.9790
北砂七丁目住宅	1号棟	浴槽 II		63.11㎡	0.9170	
	2号棟	浴槽 II		57.39㎡	0.9170	
	3号棟	浴槽 II		53.91㎡	0.9170	
	4号棟	浴槽 II		63.11㎡	0.9170	
東陽一丁目住宅	浴槽 II		61.50㎡	0.9757		
東陽一丁目第二住宅	浴槽 I		62.20㎡	0.9548		
	浴槽 II		62.20㎡	0.9693		

備考 1 この表において浴槽 I とは 800 型の形式の浴槽をいい、浴槽 II とは 800 型以外の形式の

浴槽をいう。

- 2 猿江一丁目アパート及び大島五丁目住宅は、建替事業中である。

別表第 2 (第 1 3 条関係)

収入区分等 名称及び種別		104,000 円以下 の場合	104,000 円を超 え123,0 00円以 下の場 合	123,000 円を超 え139,0 00円以 下の場 合	139,000 円を超 え158,0 00円以 下の場 合	158,000 円を超 え186,0 00円以 下の場 合	186,000 円を超 え214,0 00円以 下の場 合	214,000 円を超 え259,0 00円以 下の場 合	259,000 円を超 える場 合	近 傍 同 種 の 住 宅 の 家 賃	
扇 橋 一 丁 目 ア パ ー ト	浴槽Ⅰ	35,000 円	40,400 円	46,200 円	52,100 円	59,500 円	68,700 円	80,400 円	92,700 円	101,000 円	
	浴槽Ⅱ	35,500 円	41,000 円	46,900 円	52,900 円	60,400 円	69,700 円	81,600 円	94,100 円	101,000 円	
塩 浜 住 宅	1 号 棟	浴槽 なし	22,200 円	25,600 円	29,300 円	33,000 円	37,800 円	43,600 円	51,000 円	58,800 円	67,100 円
		浴槽 Ⅰ	23,000 円	26,600 円	30,400 円	34,300 円	39,100 円	45,200 円	52,900 円	61,000 円	67,100 円
		浴槽 Ⅱ	23,400 円	27,000 円	30,800 円	34,800 円	39,700 円	45,900 円	53,700 円	61,900 円	67,100 円
	2 号 棟	浴槽 なし	26,900 円	31,000 円	35,500 円	40,000 円	45,800 円	52,800 円	61,800 円	71,300 円	80,900 円
		浴槽 Ⅰ	27,900 円	32,200 円	36,800 円	41,500 円	47,500 円	54,800 円	64,100 円	73,900 円	80,900 円
		浴槽 Ⅱ	28,300 円	32,700 円	37,400 円	42,200 円	48,200 円	55,600 円	65,100 円	75,100 円	80,900 円
猿 江 一 丁 目 ア パ ー ト	—	—	—	—	—	—	—	—	—		
北 砂 二 丁 目 ア パ ー ト	浴槽なし	26,400 円	30,400 円	34,800 円	39,300 円	44,900 円	51,800 円	58,900 円	58,900 円	58,900 円	
	浴槽Ⅰ	27,300 円	31,600 円	36,100 円	40,700 円	46,500 円	53,700 円	58,900 円	58,900 円	58,900 円	
	浴槽Ⅱ	27,800 円	32,000 円	36,700 円	41,300 円	47,300 円	54,500 円	58,900 円	58,900 円	58,900 円	
大 島 五 丁 目 住 宅	—	—	—	—	—	—	—	—	—		
東 砂 八 丁 目 住 宅	浴槽なし	26,200 円	30,300 円	34,600 円	39,100 円	44,600 円	51,500 円	60,300 円	69,500 円	73,400 円	
	浴槽Ⅰ	27,200 円	31,400 円	35,900 円	40,500 円	46,300 円	53,400 円	62,500 円	72,100 円	73,400 円	
	浴槽Ⅱ	27,600 円	31,900 円	36,500 円	41,100 円	47,000 円	54,200 円	63,500 円	73,200 円	73,400 円	

森下二丁目住宅	Aタイプ	浴槽Ⅰ	27,300円	31,500円	36,100円	40,700円	46,500円	53,700円	62,800円	72,400円	85,100円
		浴槽Ⅱ	27,700円	32,000円	36,600円	41,300円	47,200円	54,500円	63,800円	73,600円	85,100円
	Bタイプ	浴槽Ⅰ	32,700円	37,700円	43,200円	48,700円	55,600円	64,200円	75,200円	86,700円	102,000円
		浴槽Ⅱ	33,200円	38,300円	43,800円	49,400円	56,500円	65,200円	76,300円	88,000円	102,000円
	Cタイプ	浴槽Ⅰ	28,200円	32,600円	37,200円	42,000円	48,000円	55,400円	64,800円	74,800円	92,100円
		浴槽Ⅱ	28,600円	33,000円	37,800円	42,600円	48,700円	56,200円	65,800円	75,900円	92,100円
塩浜一丁目住宅	12号棟	浴槽Ⅰ	28,300円	32,600円	37,300円	42,100円	48,100円	55,500円	65,000円	75,000円	96,400円
		浴槽Ⅱ	28,700円	33,100円	37,900円	42,800円	48,900円	56,400円	66,000円	76,100円	96,400円
	14号棟	浴槽Ⅰ	36,200円	41,800円	47,900円	54,000円	61,700円	71,200円	83,300円	96,100円	121,000円
		浴槽Ⅱ	36,800円	42,500円	48,600円	54,800円	62,600円	72,300円	84,600円	97,500円	121,000円
	Bタイプ	浴槽Ⅱ	44,800円	51,700円	59,100円	66,700円	76,200円	87,900円	102,900円	118,600円	147,100円
北砂七丁目住宅	1号棟	浴槽Ⅱ	36,000円	41,600円	47,600円	53,700円	61,300円	70,800円	82,800円	95,500円	105,400円
	2号棟	浴槽Ⅱ	32,700円	37,800円	43,200円	48,700円	55,700円	64,300円	75,200円	86,700円	95,700円
	3号棟	浴槽Ⅱ	30,900円	35,700円	40,800円	46,000円	52,600円	60,700円	71,100円	82,000円	91,900円
	4号棟	浴槽Ⅱ	36,000円	41,600円	47,600円	53,700円	61,300円	70,800円	82,800円	95,500円	105,400円
東陽一丁目住宅		浴槽Ⅱ	37,500円	43,300円	49,600円	55,900円	63,900円	73,700円	86,300円	99,500円	131,400円

東陽一丁目第二住宅	浴槽Ⅰ	36,500円	42,100円	48,100円	54,300円	62,100円	71,600円	83,800円	96,700円	117,300円
	浴槽Ⅱ	37,000円	42,700円	48,900円	55,100円	63,000円	72,700円	85,100円	98,100円	117,300円

備考

1 この表において浴槽Ⅰとは800型の形式の浴槽をいい、浴槽Ⅱとは800型以外の形式の浴槽をいう。

2 猿江一丁目アパート及び大島五丁目住宅は、建替事業中である。

第4号様式中「印」を削り、

第48号様式中「印」を削り、同様式を別記第48号様式とする。

「 1 理由書 2 請書 3 使用者及び同居者で収入のある者の課税証明書等の収入証明書を

第50号様式中「印」を削り、同様式を別記第50号様式とする。

を

附 則

「

(施行期日)

1 理由書

1 この規則は、令和4年4月1日から施行する。

2 請書

(経過措置)

3 使用者及び同居者で収入のある者の課税証明書等の収入証明書

2 この規則の施行の際、この規則による改正前の江東区営住宅条例施行規則の別記様式による用紙で、現に残存するものは、所要の修正を加え、なお使用することができる。

に改め、同様式を別記第4号様式とする。

別記第18号様式、別記第20号様式及び別記第22号様式中「印」を削る。

江東区高齢者住宅条例施行規則の一部を改正する規則を公布する。

第26号様式中「印」を削り、同様式を別記第26号様式とする。

令和4年3月30日

別記第27号様式中「印」を削る。

江東区長 山崎 孝明

第29号様式中

◎江東区規則第49号

「 氏名 印 」

江東区高齢者住宅条例施行規則の一部を改正する規則

を

「 氏名 」

江東区高齢者住宅条例施行規則（平成10年2月江東区規則第2号）の一部を次のように改正する。

に改め、

※ 検査欄	建物及び付帯設備等の損傷状況	
	検査年月日	年 月 日
	住宅監理員 検査員	印 印

別表第1ピアすみよしの項中「0.9893」を「1.0100」に改め、同表ピアこうとうの項中「0.9639」を「0.9813」に改め、同表ピアおおじまの項中「0.9432」を「0.9498」に改める。

を削り、同様式を別記第29号様式とする。

別表第2を次のように改める。

別記第32号様式中

「 氏名 印 」

を

「 氏名 」

に改める。

第37号様式中「印」を削り、同様式を別記第37号様式とする。

第41号様式中「印」を削り、「うえ」を「上」に改め、同様式を別記第41号様式とする。

第45号様式中「印」を削り、同様式を別記第45号様式とする。

別表第2 (第13条関係)

収入区分等			104,000円以下の場合	104,000円を超え123,000円以下の場合	123,000円を超え139,000円以下の場合	139,000円を超え158,000円以下の場合	158,000円を超え186,000円以下の場合	186,000円を超え214,000円以下の場合	214,000円を超え259,000円以下の場合	259,000円を超える場合	近傍同種の住宅の家賃
名称及び種別											
ピアすみよし	Aタイプ	浴槽Ⅱ	19,100円	22,000円	25,200円	28,400円	32,500円	37,500円	43,800円	50,600円	75,000円
	Bタイプ		19,500円	22,500円	25,800円	29,100円	33,200円	38,300円	44,900円	51,800円	76,700円
ピアこうとう	Aタイプ	浴槽Ⅱ	18,000円	20,700円	23,700円	26,800円	30,600円	35,300円	41,300円	47,700円	62,500円
	Bタイプ		17,600円	20,300円	23,200円	26,200円	29,900円	34,600円	40,500円	46,700円	61,200円
	Cタイプ		17,000円	19,700円	22,500円	25,400円	29,000円	33,500円	39,200円	45,200円	59,300円
	Dタイプ		17,000円	19,700円	22,500円	25,400円	29,000円	33,500円	39,200円	45,200円	59,200円
	Eタイプ		30,900円	35,700円	40,800円	46,100円	52,600円	60,700円	71,100円	82,000円	108,600円
	Fタイプ		29,000円	33,500円	38,300円	43,200円	49,400円	57,000円	66,700円	76,900円	100,900円
ピアおおじま	Aタイプ	浴槽Ⅱ	24,000円	27,700円	31,700円	35,700円	40,800円	47,100円	55,100円	63,600円	88,600円
	Bタイプ		30,700円	35,400円	40,500円	45,700円	52,200円	60,200円	70,500円	81,300円	113,100円
	Cタイプ		32,400円	37,400円	42,800円	48,200円	55,100円	63,600円	74,500円	85,900円	122,600円
	Dタイプ		32,400円	37,400円	42,800円	48,200円	55,100円	63,600円	74,500円	85,900円	123,100円

備考 この表において浴槽Ⅱとは、800型以外の形式の浴槽をいう。

第4号様式中「印」を削り、
 「 1 理由書 2 請書 3 使用者及び同居者で収入のある者の源泉徴収票等の収入証明書 」
 を
 「 1 理由書
 2 請書
 3 使用者及び同居者で収入のある者の源泉徴収票等の収入証明書 」
 に改め、同様式を別記第4号様式とする。
 第11号様式中「印」を削り、同様式を別記第

11号様式とする。
 別記第12号様式、別記第18号様式、別記第20号様式及び別記第22号様式中「印」を削る。
 第26号様式中「印」を削り、同様式を別記第26号様式とする。
 別記第27号様式中「印」を削る。
 第28号様式中「印」を削り、同様式を別記第28号様式とする。
 第29号様式中「印」を削り、同様式を別記第29号様式とする。
 第31号様式中

「 氏 名 印 」

を
「 氏 名 」

に改め、

※ 検 査 欄	建物及び付 帯設備等の 損傷状況	
	検査年月日	年 月 日
	住宅監理員 検査員	印 印

を削り、同様式を別記第 3 1 号様式とする。

別記第 3 4 号様式中

「 氏 名 印 」

を

「 氏 名 」

に改める。

第 3 9 号様式中「印」を削り、同様式を別記第 3 9 号様式とする。

附 則

(施行期日)

1 この規則は、令和 4 年 4 月 1 日から施行する。
(経過措置)

2 この規則の施行の際、この規則による改正前の江東区高齢者住宅条例施行規則の別記様式による用紙で、現に残存するものは、所要の修正を加え、なお使用することができる。

江東区駐車場条例施行規則の一部を改正する規則を公布する。

令和 4 年 3 月 3 0 日

江東区長 山 崎 孝 明

◎江東区規則第 5 0 号

江東区駐車場条例施行規則の一部を改正する規則

江東区駐車場条例施行規則（昭和 6 0 年 4 月江東区規則第 2 5 号）の一部を次のように改正する。

第 6 条を削り、第 5 条を第 6 条とし、第 4 条を第 5 条とする。

第 3 条の次に次の 1 条を加える。

(駐車場の例外的使用)

第 4 条 条例第 4 条第 2 項に規定する「前項に規定する自動車以外の自動車」とは、条例第 8 条に定める自動車で、駐車場の構造上駐車することができる自動車をいう。

第 7 条を次のように改める。

(定期駐車券の申込等)

第 7 条 定期駐車希望する者は、定期駐車券購入申込書（別記第 3 号様式）を区長に提出しなければならない。

2 区長は、前項に規定する申込みを受け、定期

駐車による使用を承認をし、又は承認しないこととしたときは、定期駐車承認書兼不承認書（別記第 4 号様式）により申込者に通知し、定期駐車券を発行する。

3 定期駐車券は、再発行しない。ただし、定期駐車券の記載事項に変更が生じたとき、又は紛失若しくは毀損によるときは、実費を徴収して再発行する。

4 定期駐車券は、券面に記載された自動車以外は使用することができない。

5 区長は、定期駐車による使用者が条例及びこの規則に反する行為をしたと認めるときは、定期駐車承認取消書（別記第 5 号様式）により使用承認を取り消し、当該使用者に対する定期駐車券の発行を停止することができる。

6 区長は、定期駐車による使用者が承認期間の満了後に更新手続を行っていない場合又は使用料の未納があった場合は、定期駐車券を無効とし、自動車の引取りを請求するものとする。

第 1 3 条を第 1 6 条とする。

第 1 2 条を同条第 2 項とし、同条に第 1 項として次の 1 項を加え、同条を第 1 5 条とする。

使用者は、駐車場内において事故を起こした場合は、直ちに係員に報告し、その指示に従わなければならない。

第 1 1 条各号列記以外の部分中「一に」を「いずれかに」に改め、同条を第 1 4 条とする。

第 1 0 条第 2 項中「前項の」を「区長は、前項の」に、「なく、かつ、当該自動車の駐車が他の自動車の駐車を著しく阻害するおそれがある」を「ない」に、「この場合」を「この場合において、区長は」に改め、同条を第 1 2 条とする。

第 1 2 条の次に次の 1 条を加える。

(禁止行為)

第 1 3 条 条例第 1 2 条第 3 号に規定する「駐車場の管理上支障を及ぼすおそれのある行為」とは、次に掲げる行為とする。

- (1) 過度の空ぶかし
- (2) 洗車
- (3) 時速 8 キロメートル以上の走行及び追越し
- (4) 駐車場内における喫煙その他火気を取り扱うこと。
- (5) 駐車券の譲渡
- (6) 悪臭を放つ物品等の持込み
- (7) 工具、タイヤ等を置くこと。
- (8) 駐車場を本来の目的以外に使用すること。

第 9 条中「き損した」を「毀損した」に、「駐車券紛失・き損届（別記第 6 号様式）」を「駐車券紛

失・毀損届(別記第8号様式)」に改め、同条を第11条とする。

第8条第2項を同条第3項とし、同条第1項中「別記第5号様式」を「別記第7号様式」に改め、同項を同条第2項とし、同条に第1項として次の1項を加え、同条を第10条とする。

条例第9条ただし書に規定する「区長が特別の理由があると認めたととき」とは、廃車、転居等相当の理由がある場合をいう。この場合において、使用料の還付請求手続は、使用終了する月の末日の3日前までにしなければならない。

第7条の次に次の2条を加える。

(使用料の減免)

第8条 条例第7条第1号に規定する場合は、使用料を免除する。

2 条例第7条第2号に規定する「その他区長が特別の理由があると認められた場合」とは、次の各号に定める自動車を駐車する場合とする。

- (1) 身体障害者福祉法(昭和24年法律第283号)第15条第4項に規定する身体障害者手帳、東京都が知的障害者に発行する手帳(東京都愛の手帳交付要綱(昭和42年3月20日42民児精発第58号)に規定する愛の手帳をいう。)若しくは道府県が知的障害者に発行する療育手帳(療育手帳制度要綱(昭和48年9月27日厚生省発児第156号厚生事務次官通知)に規定する療育手帳をいう。)又は精神保健及び精神障害者福祉に関する法律(昭和25年法律第123号)第45条第2項に規定する精神障害者保健福祉手帳(以下これらを「身体障害者手帳等」という。)を交付されている者が乗車している自動車

- (2) 前号に規定する自動車と同等又は相当の理由があると区長が認める自動車

3 前項に規定する場合における使用料の減額率は、2割とする。ただし、同項に規定する場合であって、教育相談を利用するときの使用料は、免除することができる。

4 条例第7条第2号の規定により使用料の減額又は免除を受けようとする者は、使用料減免申請書兼承認・不承認書(別記第6号様式)にその理由を証する書類を添えて、区長に申請しなければならない。

5 区長は、前項の規定による申請により使用料の減額又は免除を承認又は不承認したときは、使用料減免申請書兼承認・不承認書により当該申請者に通知する。

(使用料の不徴収)

第9条 条例第8条第3号に規定する「前2号のほか、区長が定める自動車」とは、次の各号のいずれかに該当する自動車であって、やむを得ず駐車するものとする。

- (1) 区若しくは区の行政委員会又は指定管理者の業務上必要な自動車

- (2) 区施設等の修繕業務等のための自動車

- (3) 区施設等を視察するための自動車

別表第1中「午前8時30分」を「午前7時30分」に改める。

別記第1号様式から別記第3号様式までを次のように改める。

別記第 1 号様式 (第 2 条関係)

定期駐車券

(表)

<div data-bbox="244 530 370 656" style="border: 1px solid black; padding: 10px; width: 60px; margin: 0 auto;">P</div>	<h2 style="margin: 0;">パスカード(定期券)</h2>	
契約No.	有効期限	
<input style="width: 60px; height: 20px;" type="text"/>	<input style="width: 40px; height: 20px;" type="text"/> 年	<input style="width: 40px; height: 20px;" type="text"/> 月 <input style="width: 40px; height: 20px;" type="text"/> 日

(裏)

<h3 style="margin: 0;">注意事項</h3> <ol style="list-style-type: none">1 本券は、指定車以外利用できません。2 本券の有効期間が終了したら返却してください。3 本券は、直射日光が当たるような場所又は高温となるような場所に置かないでください。4 本券を曲げたり、叩いたりしないでください。5 本券の再発行はいたしません。

別記第2号様式(第2条関係)

時間駐車券

(表)

	<p style="text-align: center;">注 意 事 項</p> <ol style="list-style-type: none"> 1 駐車券を紛失し、折り曲げ又は破損しないでください。 2 駐車券、カギ、貴重品等は車内に置かないでください。 3 車は必ずバックで入庫し、サイドブレーキ及びカギをかけてください。 4 当方の責によらない車などの損傷、盗難等については責任を負いません。詳しくは場内掲示の「駐車場管理規程」をご覧ください。

(裏)

<p>料金精算の方法</p> <ol style="list-style-type: none"> 1 駐車場出口の自動料金精算機の前で停車し、本券を矢印の方向に差し込んでください。 2 領収書が必要なときは、料金を入れてから領収ボタンを押してください。 3 駐車料金が計算されて料金表示板に金額が提示されましたら現金をそれぞれの投入口に入れてください。 (10円、50円、100円、500円硬貨及び1,000円紙幣が使用できます。) 4 料金の精算が終わると、料金表示板の金額が0になりゲートが開きます。 <div style="border: 1px solid black; width: fit-content; margin: 10px auto; padding: 5px;"> <p>使用料30分ごと200円</p> </div>
--

別記第 3 号様式 (第 7 条関係)

定期駐車券購入申込書

江 東 区 長 殿

作 所 _____

氏 名 _____

連 絡 先 _____

江東区駐車場条例施行規則第7条第1項の規定により、下記のとおり定期駐車券の購入を申し込みます。

記

回 込 年 月 日	年 月 日
使 用 駐 車 場 名	江 東 区 東 陽 二 丁 目 駐 車 場
自動車所有者の住所及び氏名	
自動車使用者の住所及び氏名 (所有者と同じ場合は記入不要)	
車 名 及 び ナ ン バ ー	
使 用 期 間	年 月 日 から 年 月 日 まで

※ 裏面の注意事項を必ずお読みください。

注 意 事 項

- 1 駐車場所は、特に指定しません。(ただし、1番～6番、109番～116番及び車いす利用者優先スペースには駐車できません。)
- 2 自動車の保管場所使用承諾証明書の発行は申請により行います。
- 3 紛失又は毀損の場合の再発行は、発券分の実費を徴収します。
- 4 継続して定期駐車券を購入する場合には、使用済みの定期駐車券(通用期間中の定期駐車券を含む。)を添えて申し込んでください。
- 5 次のような場合には、通用期間中であっても定期駐車券を無効とし、当該駐車券を回収します。
 - ア 定期駐車券に表示されている車両以外の自動車に使用した場合
 - イ 故意に定期駐車券の内容を改変して使用した場合
 - ウ その他の不正駐車的手段として使用した場合
 - エ 使用料が指定期日までに納入されなかった場合

定期駐車券承認番号	料 金	発 行	取扱者印
No.	円	年 月 日	

別記第6号様式を削る。
 別記第5号様式中「(第8条関係)」を「(第10条関係)」に、
 「住所又は主たる事務所の所在地 _____ 氏名又は名称 _____ 印」
 を
 「住所 _____ 氏名 _____」
 に改め、同様式を別記第7号様式とする。
 別記第4号様式中「(第7条関係)」を「(第8条関係)」に、

「住所又は主たる事務所の所在地 _____ 氏名又は名称 _____ 印」
 を
 「住所 _____ 氏名 _____」
 に、

減免申請理由	
--------	--

 を

減免申請	1 身体障害者手帳等を交付されている者が乗車しているた
------	-----------------------------

理由	め
	2 その他()」

に改め、同様式を別記第 6 号様式とする。
別記第 3 号様式の次に次の 2 様式を加える。

別記第 5 号様式 (第 7 条関係)

<p>定期駐車承認取消書</p> <p>殿</p> <p style="text-align: right;">江 東 区 長 </p> <p>江東区駐車場条例施行規則第 7 条第 5 項の規定により、下記のとおり使用承認を取り消します。</p> <p style="text-align: center;">記</p>	
取 消 期 日	
申 請 者 の 住 所 及 び 氏 名	
承 認 番 号	
承 認 取 消 理 由	

別記様式に次の 1 様式を加える。

別記第8号様式(第11条関係)

<p>駐 車 券 紛 失 ・ 毀 損 届</p> <p>江 東 区 長 殿</p> <p style="text-align: right;">住 所 _____</p> <p style="text-align: right;">氏 名 _____</p> <p style="text-align: right;">連 絡 先 _____</p> <p>江東区駐市場条例施行規則第11条の規定により、下記のとおり駐車券の紛失・毀損を申し出ます。</p> <p>なお、紛失・毀損により生ずる責任は、私が一切責任を負い貴区に対して何ら迷惑をお掛けしないことを誓約します。</p> <p style="text-align: center;">記</p>																											
申出年月日	年 月 日	<table style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width: 10%;"></td> <td style="width: 10%; text-align: center;">年</td> <td style="width: 10%; text-align: center;">月</td> <td style="width: 10%; text-align: center;">日</td> <td style="width: 10%;"></td> </tr> <tr> <td style="border: none;"></td> <td colspan="3" style="text-align: center;">_____</td> <td style="border: none;"></td> </tr> <tr> <td style="border: none;"></td> <td colspan="3" style="text-align: center;">)</td> <td style="border: none;"></td> </tr> <tr> <td style="border: none;"></td> <td style="text-align: center;">年</td> <td style="text-align: center;">月</td> <td style="text-align: center;">日</td> <td style="border: none;"></td> </tr> <tr> <td style="border: none;"></td> <td colspan="3" style="text-align: center;">_____</td> <td style="border: none;"></td> </tr> </table>		年	月	日			_____)					年	月	日			_____			
	年	月	日																								

)																										
	年	月	日																								

紛失・毀損年月日	年 月 日	使用期間																									
紛失又は毀損理由																											
再発行の希望の有無	有 ・ 無																										

再発行駐車券の受取について

受領日 年 月 日

受領サイン _____

附 則
この規則は、令和4年4月1日から施行する。

規 則 (教)

江東区立幼稚園教育職員の勤務時間、休日、休暇等に関する条例施行規則の一部を改正する規則を公布する。

令和 4 年 3 月 2 9 日

教育長 本 多 健一郎
教育委員 進 藤 孝

◎江東区教育委員会規則第 1 号

江東区立幼稚園教育職員の勤務時間、休日、休暇等に関する条例施行規則の一部を改正する規則

江東区立幼稚園教育職員の勤務時間、休日、休暇等に関する条例施行規則（平成 1 2 年 3 月江東区教育委員会規則第 7 号）の一部を次のように改正する。

第 1 7 条の次に次の 1 条を加える。

（不妊治療のための休暇）

第 1 7 条の 2 不妊治療のための休暇は、職員が不妊治療に係る通院等のため勤務しないことが相当であると認められる場合の休暇とする。

2 不妊治療のための休暇は、1 会計年度において、日又は時間を単位として、5 日（体外受精及び顕微授精に係るものである場合にあっては、1 0 日）以内で承認する。

3 時間を単位として与えられた不妊治療のための休暇を日に換算する場合は、7 時間 4 5 分をもって 1 日とする。

4 教育委員会は、不妊治療のための休暇を承認するときは、不妊治療に係る通院等をすることを確認できる証明書等の提出を求めることができる。

第 3 2 条の 2 中「第 1 8 条」を「第 1 7 条の 2」に改める。

附 則

この規則は、令和 4 年 4 月 1 日から施行する。

江東区教育センター条例施行規則等の一部を改正する規則を公布する。

令和 4 年 3 月 2 9 日

教育長 本 多 健一郎
教育委員 進 藤 孝

◎江東区教育委員会規則第 2 号

江東区教育センター条例施行規則等の一部を改正する規則の一部を改正する規則

（江東区教育センター条例施行規則の一部改正）

第 1 条 江東区教育センター条例施行規則（昭和

4 9 年 2 月江東区教育委員会規則第 4 号）の一部を次のように改正する。

第 1 号様式中「**印**」を削り、同様式を別記第 1 号様式とする。

第 3 号様式中「**印**」を削り、同様式を別記第 3 号様式とする。

（江東区芭蕉記念館条例施行規則の一部改正）

第 2 条 江東区芭蕉記念館条例施行規則（昭和 5 6 年 3 月江東区教育委員会規則第 3 号）の一部を次のように改正する。

別記第 2 号様式及び別記第 4 号様式中「**印**」を削る。

別記第 7 号様式中「**印**」を削る。

（江東区深川江戸資料館条例施行規則の一部改正）

第 3 条 江東区深川江戸資料館条例施行規則（平成 1 8 年 3 月江東区教育委員会規則第 1 2 号）の一部を次のように改正する。

別記第 1 号様式及び別記第 3 号様式中「**印**」を削る。

別記第 5 号様式中「**印**」を削る。

（江東区中川船番所資料館条例施行規則の一部改正）

第 4 条 江東区中川船番所資料館条例施行規則（平成 1 4 年 1 1 月江東区教育委員会規則第 2 3 号）の一部を次のように改正する。

別記第 2 号様式及び別記第 4 号様式中「**印**」を削る。

別記第 6 号様式中「**印**」を削る。

附 則

（施行期日）

1 この規則は、令和 4 年 4 月 1 日から施行する。（経過措置）

2 この規則の施行の際、この規則による改正前の江東区教育センター条例施行規則、江東区芭蕉記念館条例施行規則、江東区深川江戸資料館条例施行規則及び江東区中川船番所資料館条例施行規則の別記様式による用紙で、現に残存するものは、所要の修正を加え、なお使用することができる。

訓 令

◎江東区訓令甲第1号

庁 中 一 般
出 張 所
事 業 所

江東区処務規程(昭和40年4月江東区訓令甲第9号)の一部を次のように改正する。

令和4年4月1日

江東区長 山崎孝明

第4条第4項中「担当部長」の次に「及び室長(会計管理室長を除く。)」を加える。

◎江東区訓令甲第2号

庁 中 一 般
出 張 所
事 業 所

江東区金銭出納員、現金取扱員、給与取扱者、分任給与取扱者、物品出納員及び検査員の任命又は指定について(昭和59年3月江東区訓令甲第5号)の一部を次のように改正する。

令和4年4月1日

江東区長 山崎孝明

別表第1中オリンピック・パラリンピック推進室オリンピック・パラリンピック推進課連携・調整係長の項を削り、

「都市整備部地域整備課 不燃化推進係長	都市整備部地 域整備課
------------------------	----------------

を

「都市整備部地域整備課 不燃化推進係長	都市整備部地 域整備課
都市整備部地下鉄8号 線事業推進課地下鉄8 号線事業推進係長	都市整備部地 下鉄8号線事 業推進課

に改める。

別表第2中

「政策経営部広報広聴課 広報係	政策経営部広 報広聴課広報 係長
政策経営部広報広聴課 広聴相談係	
政策経営部広報広聴課 情報公開個人情報保護 担当	
オリンピック・パラリ ンピック推進室オリ ンピック・パラリンピ ック推進課連携・調整係	オリ ン ピ ック ・ パ ラ リ ン ピ ック 推 進 室 オ リ ン ピ ック ・ パ

オリンピック・パラリ ンピック推進室オリ ンピック・パラリンピ ック推進課事業推進係	ラ リ ン ピ ック 推 進 課 連 携 ・ 調 整 係 長
---	--

を

「政策経営部広報広聴課 広報係	政策経営部広 報広聴課広報 係長
政策経営部広報広聴課 広聴相談係	
政策経営部広報広聴課 情報公開個人情報保護 担当	

に、

「都市整備部建築調整課 建築防災係	都市整備部建 築調整課建築 防災係長
都市整備部建築調整課 建築紛争調整係	

を

「都市整備部建築調整課 建築防災係	都市整備部建 築調整課建築 防災係長
都市整備部建築調整課 建築紛争調整係	
都市整備部地下鉄8号 線事業推進課地下鉄8 号線事業推進係	都市整備部地 下鉄8号線事 業推進課地下 鉄8号線事業 推進係長

に改める。

別表第3中オリンピック・パラリンピック推進室オリンピック・パラリンピック推進課連携・調整係長の項を削り、

「都市整備部地域整備課 不燃化推進係長	都市整備部地 域整備課
------------------------	----------------

を

「都市整備部地域整備課 不燃化推進係長	都市整備部地 域整備課
都市整備部地下鉄8号 線事業推進課地下鉄8 号線事業推進係長	

に改める。

別表第5中オリンピック・パラリンピック推進室オリンピック・パラリンピック推進課連携・調整係長の項を削り、

「都市整備部地域整備課 不燃化推進係長	都市整備部地 域整備課
------------------------	----------------

を

「都市整備部地域整備課 不燃化推進係長	都市整備部地 域整備課
都市整備部地下鉄8号 線事業推進課地下鉄8 号線事業推進係長	

に改める。

別表第 6 中オリンピック・パラリンピック推進室オリンピック・パラリンピック推進課連携・調整係長の項を削り、

「都市整備部地域整備課不燃化推進係長」

を

「都市整備部地域整備課不燃化推進係長
都市整備部地下鉄 8 号線事業推進課地下鉄 8 号線事業推進係長」

に改める。

第 4 項」に改める。

附 則

この規程は、令和 4 年 6 月 1 日から施行する。

◎江東区訓令甲第 3 号

庁 中 一 般
出 張 所
事 業 所

江東区職員出勤記録及び出勤簿整理規程（昭和 47 年 5 月江東区訓令甲第 8 号）の一部を次のように改正する。

令和 4 年 4 月 1 日

江東区長 山 崎 孝 明

第 2 条第 2 号中「江東区処務規程（昭和 40 年 4 月江東区訓令甲第 9 号）第 6 3 条」を「江東区職員服務規程（令和 2 年 3 月 31 日江東区訓令甲第 1 号）第 6 条」に改める。

別表第 2 中 4 1 の項を 4 2 の項とし、4 0 の項を 4 1 の項とし、3 9 の項を 4 0 の項とし、同表 3 8 の項中「3 9、4 0 又は 4 1」を「4 0、4 1 又は 4 2」に改め、同項を同表 3 9 の項とし、同表中 3 7 の項を 3 8 の項とし、2 7 の項から 3 6 の項までを 1 項ずつ繰り下げ、同表 2 6 の項中「2 7」を「2 8」に改め、同項を同表 2 7 の項とし、同表中 2 5 の項を 2 6 の項とし、8 の項から 2 4 の項までを 1 項ずつ繰り下げ、7 の項の次に次のように加える。

8 不妊治療のための休暇

出サボ

◎江東区訓令甲第 4 号

庁 中 一 般
出 張 所
事 業 所

江東区職員に対する児童手当の認定及び支給に関する事務取扱規程（昭和 61 年 5 月江東区訓令甲第 13 号）の一部を次のように改正する。

令和 4 年 4 月 1 日

江東区長 山 崎 孝 明

第 8 条中「附則第 2 条第 3 項」を「附則第 2 条